

清瀬市一般廃棄物処理基本計画

(案)

平成 23 年 11 月

清 瀬 市

目 次

	Page
第1章 計画策定の趣旨	1
第1節 計画策定の背景	1
第2節 計画策定の目的	1
第3節 計画の期間及び目標年	1
第4節 計画の位置づけ	2
第2章 清瀬市の概要	3
第1節 自然環境	3
1．位置	3
2．気候	4
第2節 社会環境	5
1．人口、世帯数	5
2．産業	8
3．土地利用	9
第3節 将来計画	10
第3章 ごみ処理の状況	12
第1節 ごみ処理体制	12
1．搬入ごみの区分	12
2．ごみ処理フロー	13
第2節 収集・運搬の現状	14
1．計画収集区域	14
2．収集・運搬体制	14
3．収集・運搬実績	15
4．直接持込みごみ	16
5．直接持込みごみの実績	16
6．ごみ排出量の実績	17
7．ごみ原単位	18
第3節 資源化・減量化の現状	19
1．資源物の分別収集及び拠点回収	19
2．資源物の回収量	20
3．集団回収	20
4．生ごみの減量化	21
第4節 中間処理の現状	22
1．中間処理施設の概要	22
2．中間処理量の実績	24

	Page
第5節 最終処分の現状	25
1. 最終処分場の概要	25
2. 最終処分量の実績	25
第6節 処理経費	26
1. 維持管理費	26
2. 負担金	26
第7節 現状の課題	27
1. ごみの排出に関する課題	27
2. ごみ減量化に関する課題	27
3. 資源化に関する課題	27
4. 収集・運搬に関する課題	28
第4章 将来ごみ量の予測	29
第1節 将来人口推計	29
第2節 ごみ排出量の予測	30
第3節 目標の設定	32
1. 第1期計画の目標達成状況	32
2. 第2期計画の目標の設定	33
第5章 ごみ処理基本計画	35
第1節 基本方針	35
第2節 減量化・資源化計画	36
重点施策1 ごみを出さないライフスタイルの普及	37
重点施策2 資源物の分別徹底	38
重点施策3 生ごみの減量化・資源化	39
重点施策4 みどりのリサイクル	40
第3節 収集・運搬計画	41
1. 効率的な収集・運搬体制の整備	41
2. ごみ収集における住民サービスの向上	42
3. 指導の充実	42
第4節 ごみの適正処理計画	43
1. 中間処理計画	43
2. 最終処分計画	43
第5節 施設整備計画	44
1. ごみ焼却処理施設（柳泉園クリーンポート）	44
2. 粗大ごみ処理施設	44
3. リサイクルセンター	44

	Page
第6章 生活排水処理基本計画	45
第1節 基本方針	45
第2節 目標年次	45
第3節 計画目標	45
第4節 生活排水の現状	45
1．下水道普及率	45
2．処理形態別人口の推移	46
3．し尿及び浄化槽汚泥搬入量の推移	46
4．収集・運搬方法	46
5．処理方法	47
6．生活排水処理の課題	47
第5節 生活排水排出量の予測	48
第6節 生活排水の適正処理計画	49
1．基本方針	49
2．収集・運搬計画	49
3．中間処理・最終処分計画	49
4．施設整備計画	49

第1章 計画策定の趣旨

第1節 計画策定の背景

国は、循環型社会の形成に向けて循環型社会形成推進基本法をはじめ、廃棄物処理法の改正や容器包装リサイクル法、家電リサイクル法といった各種リサイクル法の整備を行ってきた。循環型社会形成推進基本法では、廃棄物等の発生抑制、循環資源の循環的な利用、適正な処分が確保されることにより、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」を実現することとしている。

東京都は、平成13年度に「東京都廃棄物処理計画」を策定し、都の廃棄物行政の上位計画として基本的な方向を示すとともに、東京から循環型社会を実現していくために必要な施策を定めた。その後「東京都廃棄物処理計画」は、平成18年度・23年度に改定された。

清瀬市(以下「本市」という。)でも、平成13年度に「清瀬市一般廃棄物処理基本計画」(以下「本計画」という。)を策定し、これに準じて循環型社会の実現に向けた各種の取り組みを実施してきた。本計画も策定から5年を経過した平成18年度に改定され、さらに5年を経過した平成23年度に再度改定を行うことにより、新たな法や社会情勢等に適合しつつ、更なる廃棄物の発生抑制・リサイクルの推進と適正処理を徹底し、循環型社会に向けた各種の取り組みを推進することとした。

また、本計画は、東日本大震災後の生活様式の変化(節電や自動車利用の抑制等による省エネの推進、ものを大切にする、大切なものを分かち合うという意識の変化など)を踏まえた上で、市民や事業者の皆様方に行っていただきたい環境への配慮を、廃棄物を通して示すものである。

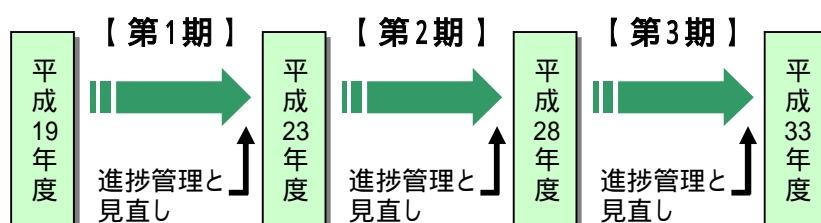
第2節 計画策定の目的

本計画では、本市における一般廃棄物処理の実態を明らかにし、問題点の把握を行った上で、市域における循環型社会の形成に向けた取り組みの基本的・長期的な方向性を示し、市民・事業者・行政が一体となったごみの減量化、資源化、適正処理を推進することを目的としている。

第3節 計画の期間及び目標年

本計画の計画期間は、平成19年度を初年度とし、平成33年度を目標年度とする15年間として定める。なお、計画は概ね5年ごとに改定するものとし、社会・経済情勢の大きな変化や国・都における方針の変更など、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行う。

図表1 計画期間及び目標年次

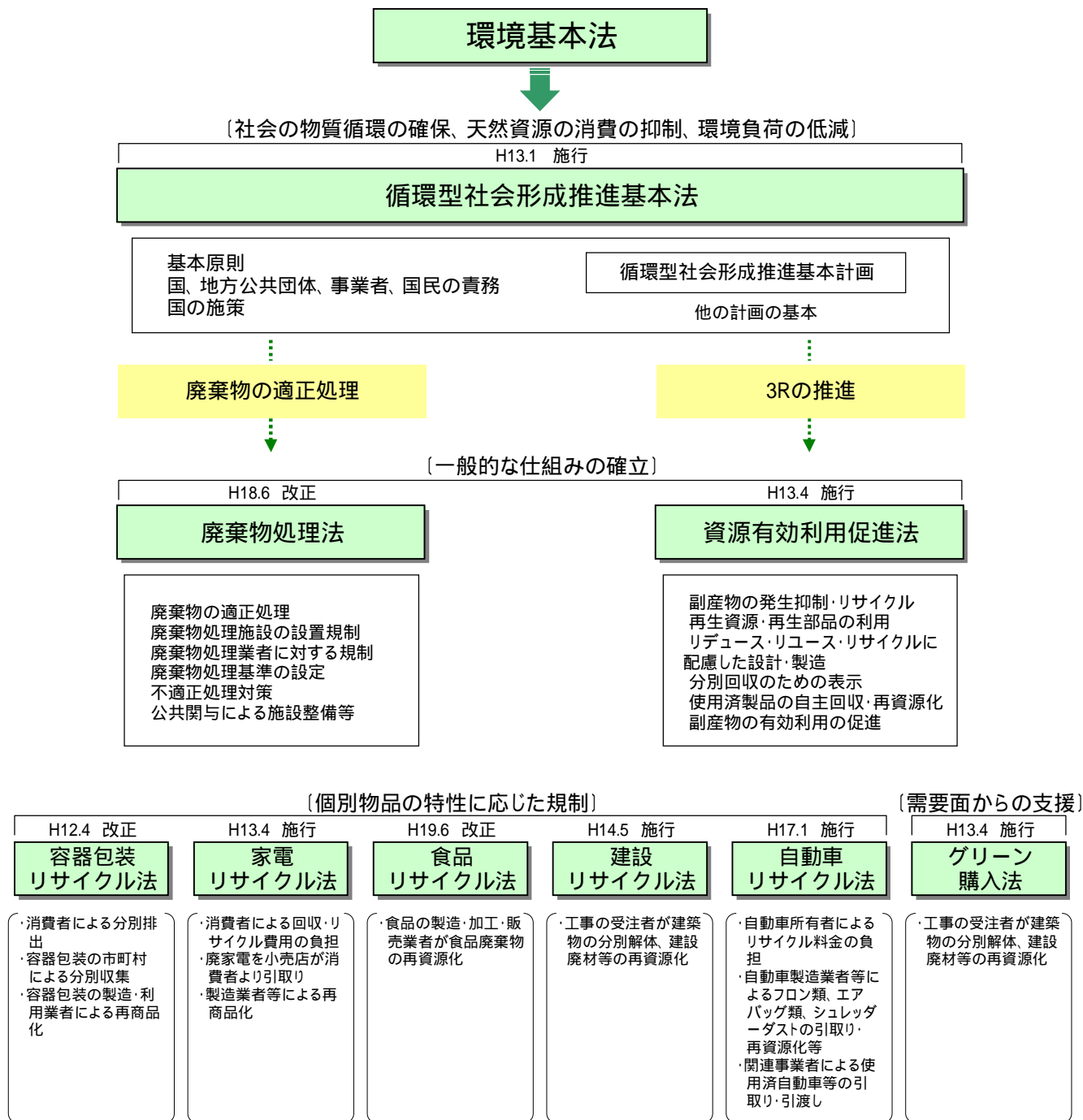


第4節 計画の位置づけ

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項及び「廃棄物処理法施行規則」第1条の3の規定に基づき策定するものであり、一般廃棄物の発生・排出抑制、減量化、資源化ならびに適正処理に関し、長期的、総合的な方向性を示したものである。

循環型社会の形成の推進のための法体系を以下に示す。

図表2 循環型社会の形成の推進のための法体系



「資源循環ハンドブック 2011」(経済産業省)より作成

第2章 清瀬市の概要

第1節 自然環境

1. 位置

本市は、武蔵野台地の東北端手前約 15km 付近の平坦部に位置しており、市域は、およそ 6.5km × 2km の狭長の地で、その長軸は台地の傾斜と向きを同じくし、平坦とはいえ西高東低の地形をなしている。標高は、西方の東村山市に接する竹丘で 65m、北東の埼玉県境の下宿で 20m と、わずか 6.5km の間に 40m 以上の標高差がある。

また、市域北部を流れる柳瀬川でごくわずかの沖積低地を市域に含むが、それ以外は洪積台地で、柳瀬川に面する中里、下宿地域集落部は柳瀬川の沖積低地より 5～10m 高く、清瀬旭が丘団地がのる台地より 10～15m 低い標高 25～30m の中位のテラスになっており、団地がのる台地は下清戸、中清戸、上清戸から西武鉄道池袋線周辺の市街地へと続く広範な台地であり、この団地北側の崖面から見ると 6m ほどのローム層が堆積し、以下は武蔵野礫層が堆積している。

図表3 清瀬市の位置



図表4 清瀬市の位置等

項目	内容
位置(市役所)	緯度：35° 46' 57"、経度：139° 31' 50"
面積	10.19k m ²
広ぼう	東西：4.63km、南北：5.09km
周囲	17.20km
海拔	最高：65m、最低：20m

2. 気候

平均気温は20 前後で、温和ですごしやすい気候である。

図表5 気温、降雨日数、降水量の推移

項目	単位	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
気温	平均気温	19.6	19.8	20.0	19.7	19.7
	最高気温	35.2	35.3	38.5	38.2	35.6
	最低気温	1.2	5.2	2.2	1.6	1.7
降雨日数	日	94	110	102	118	113
降雨量	mm	1,263.5	1,355.5	1,209.0	1,684.5	1,337.5

気温は13時の数値

資料：東京都下水道局荒川右岸東京流域下水道清瀬水再生センター

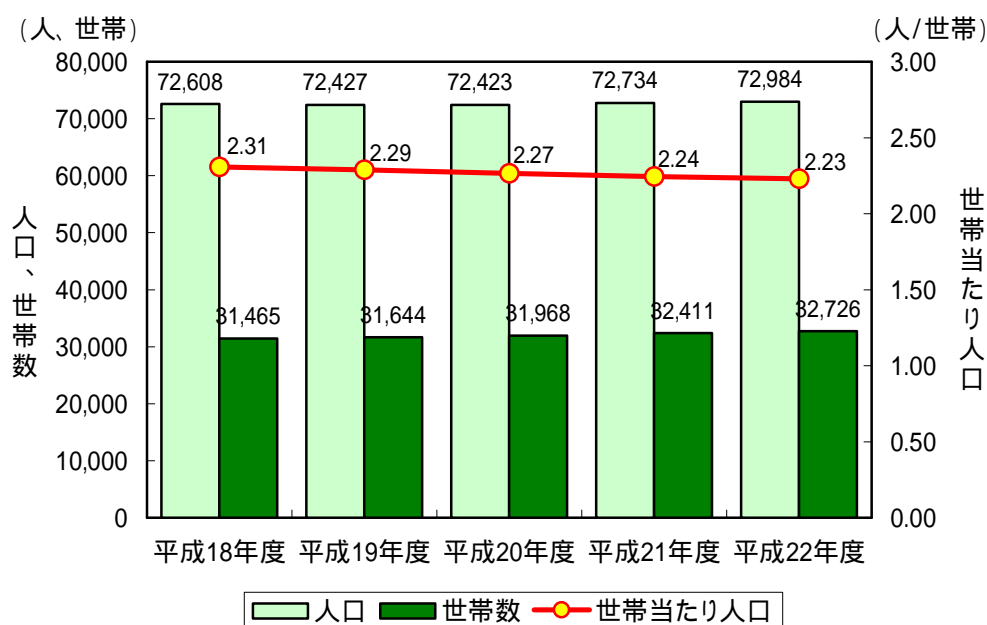
第2節 社会環境

1. 人口、世帯数

人口、世帯数ともに年々増加している。世帯当たりの人口は微減し続けている。

図表6 人口・世帯数の推移

項目	単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
人口	人	72,608	72,427	72,423	72,734	72,984
世帯数	世帯	31,465	31,644	31,968	32,411	32,726
世帯当たり人口	人/世帯	2.31	2.29	2.27	2.24	2.23

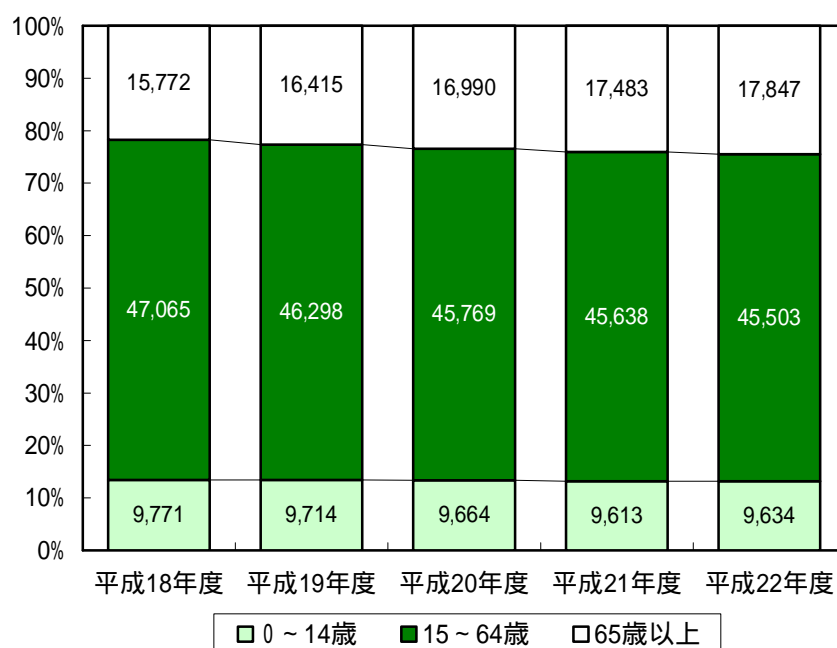


データは各年度1月1日（平成18年度は平成19年1月1日のデータとなる）
外国人登録者を含まない
資料：統計きよせ 平成22年版

年齢構成別人口の推移をみると、総人口が増加する中で、特に65歳以上の割合が増加している。

図表7 年齢構成別人口の推移

年 齢	単 位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
0～14歳	人	9,771	9,714	9,664	9,613	9,634
	%	13.5	13.4	13.3	13.2	13.2
15～64歳	人	47,065	46,298	45,769	45,638	45,503
	%	64.8	63.9	63.2	62.7	62.3
65歳以上	人	15,772	16,415	16,990	17,483	17,847
	%	21.7	22.7	23.5	24.0	24.5
合 計	人	72,608	72,427	72,423	72,734	72,984
	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

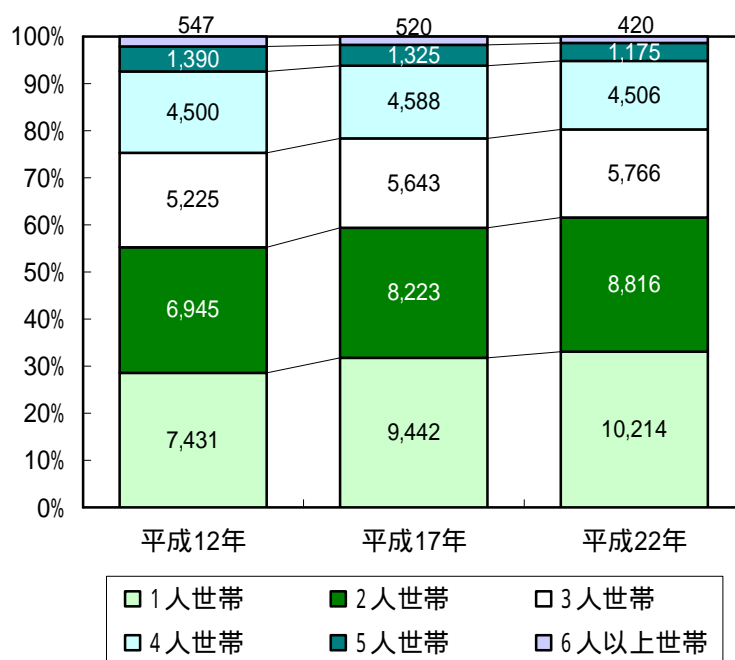


データは各年度1月1日（平成18年度は平成19年1月1日のデータとなる）
資料：統計きよせ 平成22年版

世帯数は6人以上世帯を除き増加している。世帯構成比をみると、3人以上の世帯割合が減少しており、1人世帯、2人世帯の割合が増加している。

図表8 世帯構成比の推移

世帯構成	単位	平成12年	平成17年	平成22年
1人世帯	世帯	7,431	9,442	10,214
	%	28.5	31.7	33.1
2人世帯	世帯	6,945	8,223	8,816
	%	26.7	27.6	28.5
3人世帯	世帯	5,225	5,643	5,766
	%	20.1	19.0	18.7
4人世帯	世帯	4,500	4,588	4,506
	%	17.3	15.4	14.6
5人世帯	世帯	1,390	1,325	1,175
	%	5.3	4.5	3.8
6人以上世帯	世帯	547	520	420
	%	2.1	1.7	1.4
合計	世帯	26,038	29,741	30,897
	%	100.0	100.0	100.0



データは各年10月1日
資料：統計きよせ 平成22年版、平成22年国勢調査

2. 産業

産業分類別に事業所数をみると、卸売業、小売業が25.2%で最も構成割合が高く、次いで宿泊業、飲食サービス業が13.6%、建設業が11.0%等となっている。

産業分類別に従業者数をみると、医療、福祉が31.2%で最も構成割合が高く、次いで卸売業、小売業が16.2%、宿泊業、飲食サービス業が9.8%等となっている。

図表9 産業分類別事業所数及び従業者数（平成21年）

産業分類	事業所数 (事業所)	構成割合 (%)	従業者数 (人)	構成割合 (%)
全産業	2,016	100.0	20,498	100.0
第1次産業	3	0.1	11	0.1
農林漁業	3	0.1	11	0.1
第2次産業	297	14.7	2,179	10.6
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-
建設業	222	11.0	1,107	5.4
製造業	75	3.7	1,072	5.2
第3次産業	1,716	85.1	18,308	89.3
電気・ガス・熱供給・水道業	2	0.1	19	0.1
情報通信業	23	1.1	105	0.5
運輸業、郵便業	23	1.1	547	2.7
卸売業、小売業	509	25.2	3,316	16.2
金融業、保険業	25	1.2	257	1.3
不動産業、物品賃貸業	141	7.0	479	2.3
学術研究、専門・技術サービス業	77	3.8	621	3.0
宿泊業、飲食サービス業	275	13.6	2,011	9.8
生活関連サービス業、娯楽業	214	10.6	1,119	5.5
教育、学習支援業	103	5.1	1,809	8.8
医療、福祉	214	10.6	6,401	31.2
複合サービス事業	9	0.4	118	0.6
サービス業(他に分類されないもの)	85	4.2	647	3.2
公務(他に分類されるものを除く)	16	0.8	859	4.2

データは平成21年10月1日

事業所数、従業者数は民営事業所と公務の両方を含む。

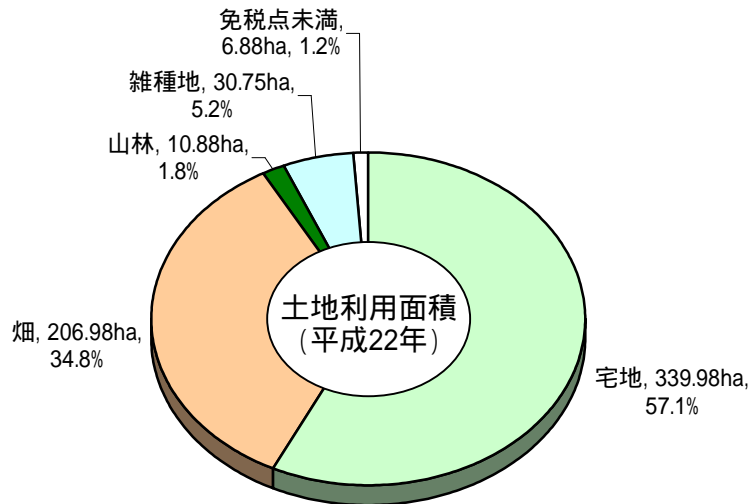
資料：平成21年経済センサス（総務省）

3. 土地利用

土地利用をみると、平成22年度現在、宅地が57.1%、次いで畑が34.8%を占める。近年、宅地は増加傾向、畑は減少傾向で推移している。

図表10 土地利用面積の推移

種類	単位	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
宅地	ha	331.12	332.91	334.54	336.29	339.98
	%	55.6	56.0	56.3	56.5	57.1
畑	ha	215.91	214.28	211.99	210.33	206.98
	%	36.2	36.0	35.7	35.3	34.8
山林	ha	11.38	11.24	10.92	10.88	10.88
	%	1.9	1.9	1.8	1.8	1.8
雑種地	ha	30.72	29.68	29.86	31.26	30.75
	%	5.2	5.0	5.0	5.3	5.2
免税点未満	ha	6.77	6.52	6.65	6.45	6.88
	%	1.1	1.1	1.1	1.1	1.2
合計	ha	595.89	594.63	593.96	595.21	595.47
	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0



小数点以下を四捨五入しているため、各区分の合計が総面積と一致しない場合がある。

データは各年1月1日

数値は、固定資産税の対象となる評価面積であるため、河川、学校用地、公立グラウンド等の公有地及び神社、仏閣の敷地などの面積は含まれない。

「雑種地」とは、宅地、田、畑、山林、原野、行け沼以外の土地で、野球場、高圧鉄塔敷地、軌道用地等をいう。

免税点未満とは、土地に対して課する固定資産の課税標準となるべき額が30万円に満たないものである。

資料：固定資産概要調書

第3節 将来計画

「第3次清瀬市長期総合計画 後期基本計画」では、前期基本計画の取り組み結果、社会環境や社会情勢の変化などを踏まえ、平成21年度から平成27年度までの7年間を計画期間として、特に重点的に取り組むべき課題を整理し、基本方針を「手をつなぎ、心をつむぐ、みどりの清瀬」と定め、市の方向性を以下のように示している。

将来都市像

羽ばたけ未来へ みどり豊かな文化都市



将来都市像を実現するために
実現すべき施策体系

まちづくりの基本目標	まちづくりの基本方向
『人間性』を尊重し人をはぐくむまち	<ul style="list-style-type: none"> ・将来を担う人を育てるまち ・だれもが能力を発揮できるまち ・生きがいもてるまち
安全で安心な潤いのあるまち	<ul style="list-style-type: none"> ・安全に暮らせるまち ・健康で明るく暮らせるまち ・福祉が充実したまち
活気あふれる交流の広がるまち	<ul style="list-style-type: none"> ・利便性を高める都市基盤づくり ・豊かさをはぐくむ産業の育成 ・人と人の交流が広がる平和なまちづくり
豊かな自然環境と住環境が調和するまち	<ul style="list-style-type: none"> ・豊かな自然を大切にすまち ・だれもが住みやすい快適なまち ・環境にやさしい循環型のまち

後期基本計画では、まちづくりの基本方向ごとに「具体的な計画」と「基本事業」を定めている。

また、今後のまちづくりの方向や前期基本計画の取り組み結果、社会環境や社会情勢などを踏まえ、後期基本計画の計画期間において、特に重点的に取り組むべき課題を整理し、まちづくりを進める上で以下の4つの重点的な取り組みに焦点をあて、計画を推進していくこととしている。

重点的な取り組み

1. 個性を活かしたまちづくり
2. 明日の清瀬を担う人づくり
3. 生きがいのあるまちづくり
4. 新たなランドデザインの創造

廃棄物処理に関する事項

「第3次清瀬市長期総合計画 後期基本計画」では、廃棄物処理に関する具体的な計画として、『環境にやさしい循環型のまち』で以下のように示している。

【現況と課題】

本市では平成13年6月に家庭ごみの有料化を導入し、平成18年10月より容器包装プラスチックを対象として分別収集を開始した。こうした努力の結果、平成14年度から4年連続で1人1日当たりの総ごみ量が東京都多摩地域30市町村の中で最少になるなど、ごみの減量は着実にその成果をあげている。

今後の課題として、第一に発生抑制、次に再使用、最後に再生利用の3Rの推進を図り、発生したごみなどについては、柳泉園組合において共同処理している東久留米市や西東京市、また、最終処分施設を管理している東京たま広域資源循環組合の関連団体と連携し適正に処理し、循環型社会の実現を図る必要がある。

【基本事業の方向】

基本事業	主な取り組み内容
廃棄物の発生抑制	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ減量とリサイクル推進計画の策定 ・ごみ減量に関わる補助金拡大 ・生ごみ処理機器の普及促進 ・市民やNPOと協働したごみ減量施策の実施
分別収集システムの促進と循環システムの構築	<ul style="list-style-type: none"> ・市民・事業者へのリサイクル活動の支援 ・環境学習の実施と支援 ・生ごみの堆肥化の促進、循環システムの構築 ・事業所等における自己処理体制の確立 ・フリーマーケットの拡充 ・古紙集団回収の促進 ・事業所等への自己回収の要請 ・分別収集の周知徹底 ・缶、びん等資源物置場の拡充
環境美化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・清瀬市まちを美しくする条例による重点地区美化の徹底 ・市内一斉清掃の拡充 ・清瀬市まち美化プログラム(アダプトプログラム)の拡充 ・不法放置・投棄防止の対策の実施 ・雑草地の適正な管理 ・環境美化に対する意識の共有化 ・市民・事業者・市の連携および協力体制の構築

第3章 ごみ処理の状況

第1節 ごみ処理体制

1. 搬入ごみの区分

本市では、家庭から排出されるごみを、可燃ごみ(燃やせるごみ)、不燃ごみ(燃やせないごみ)、粗大ごみ、有害ごみ、資源物の5つの区分に分類している。

このうち、資源物は、古紙・古布類、牛乳パック、びん類、缶類、ペットボトル、容器包装プラスチック、剪定枝、落ち葉を対象として回収を行っている。

なお、家電リサイクル法の対象となる家電5品目(テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機、衣類乾燥機)については、粗大ごみとして収集していない。

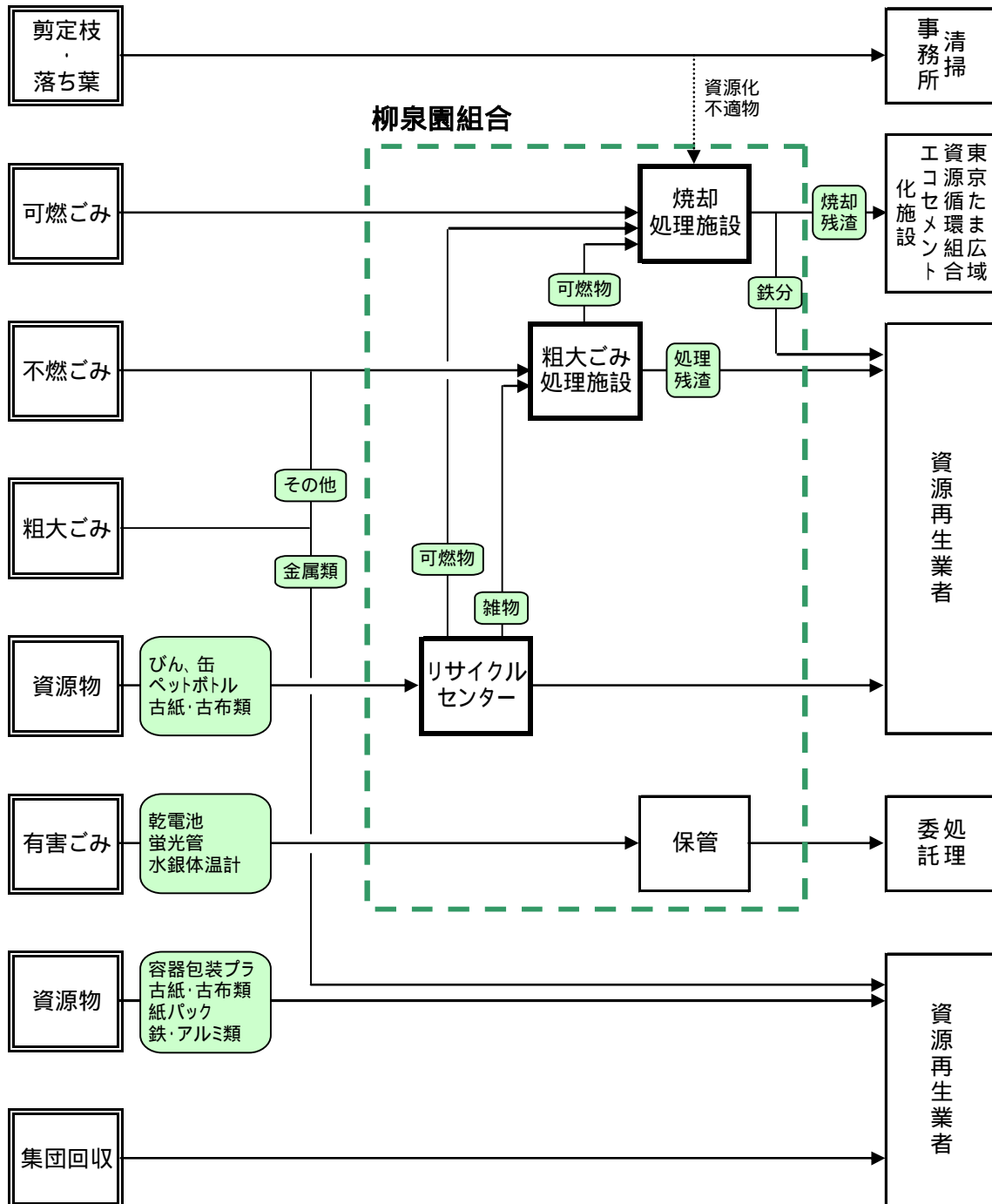
図表 11 ごみの分別区分

区 分	内 容	
可燃ごみ(燃やせるごみ)	台所ごみ(生ごみ)、紙くず、少量の枯れ葉・枯れ草等	
不燃ごみ(燃やせないごみ)	コップ、セトモノ、割れた窓ガラス等、靴、皮革製品、化粧品のビン、スプレー、カセットボンベの缶、ゴム製品、なべ、やかん、フライパン等	
粗大ごみ	家具類(タンス・机・本棚・食器棚等)、家電製品(テレビ・冷蔵庫・洗濯機・衣類乾燥機・エアコン・パソコン除く)、その他(自転車・ミニバイク・ストーブ・ガス台)等 1辺の長さが30cm以上の物	
有害ごみ	乾電池・蛍光管、水銀体温計・水銀温度計	
資 源 物	古紙・古布類	新聞、ダンボール、雑誌類、菓子箱等、古布 菓子箱等は「紙」マークの入った紙製のパッケージや袋など
	牛乳パック	飲料用の紙パック
	びん類	飲料用のビン
	缶類	飲料用の缶
	ペットボトル	飲料用、調味料用のペットボトル キャップ・ラベルは、容器包装プラスチック
	容器包装プラスチック	ボトル類(洗剤・シャンプー・リンス・化粧品類の容器・食用油・たれ・つゆ・ドレッシング・乳酸菌類の容器)、カップ・パック類(カップめん・プリンなどの容器・コンビニ弁当などの容器)、ポリ袋・ラップ類、トレイ類、ペットボトルのラベルやキャップ 「プラ」マークの入ったプラスチック製のパッケージや袋など
	剪定枝	木、枝
落ち葉	清掃等により集まった落ち葉 11月～12月のみ取り扱い	

2. ごみ処理フロー

ごみ処理の流れを以下に示す。

図表 12 ごみ処理フロー



第2節 収集・運搬の現状

1. 計画収集区域

収集・運搬は本市が行っている。計画収集区域は本市全域である。

計画収集人口は総人口と同値である。計画収集人口の推移を以下に示す。

図表 13 計画収集人口の推移

単位：人

年 度	住民基本台帳人口	外国人登録者	計画収集人口
平成 13 年度	67,769	753	68,522
平成 14 年度	68,525	746	69,271
平成 15 年度	69,462	784	70,246
平成 16 年度	72,135	826	72,961
平成 17 年度	72,597	858	73,455
平成 18 年度	72,608	920	73,528
平成 19 年度	72,427	955	73,382
平成 20 年度	72,423	978	73,401
平成 21 年度	72,734	1,044	73,778
平成 22 年度	72,984	1,039	74,023

各年度 1 月 1 日現在の人口を示す（平成 13 年度は平成 14 年 1 月 1 日現在の人口を示す）。

2. 収集・運搬体制

収集・運搬体制を以下に示す。

図表 14 収集・運搬体制

区 分	収集頻度	収 集 方 式	直営・委託別	
可燃ごみ（燃やせるごみ）	週 2 回	ステーション方式	委託	
不燃ごみ（燃やせないごみ）	隔週	ステーション方式	委託	
粗大ごみ	随時	戸別収集方式	委託	
有害ごみ	週 1 回	拠点方式（常設の回収箱）	直営	
資 源 物	古紙・古布類	週 1 回	ステーション方式	委託
	牛乳パック	週 1 回	拠点方式（常設の回収かご）	直営
	びん類	週 1 回	ステーション方式	直営
	缶類	週 1 回	ステーション方式	直営
	ペットボトル	週 1 回	拠点方式（常設の回収かご）	直営
	容器包装プラスチック	週 1 回	ステーション方式	委託
	剪定枝	週 1 回	拠点方式（ペットボトル置き場の横）	直営
	落ち葉	週 1 回	拠点方式（ペットボトル置き場の横）	直営

落ち葉は 11 月～12 月のみ分別収集し、他の月は可燃ごみとして収集。

一般家庭から排出される可燃ごみ、不燃ごみ、容器包装プラスチックは、それぞれ有料の指定収集袋に入れて排出する。

事業所ごみは、事業者自ら処理することが原則だが、排出量が1日40リットル未満の事業所については、事業系ごみ指定収集袋で市が収集を行っている。なお、1度の収集に出せるのは、2袋までとなる。

指定収集袋の金額を以下に示す。

図表 15 指定収集袋種類別金額

区分	指定収集袋の種類	容 量	金 額
家庭用	可燃ごみ用 不燃ごみ用 容器包装プラスチック用	ミニ袋(5リットル相当)	140円(20枚)
		小袋(10リットル相当)	100円(10枚)
		中袋(20リットル相当)	200円(10枚)
		大袋(40リットル相当)	400円(10枚)
事業用	可燃ごみ用 不燃ごみ用 容器包装プラスチック用	大袋(40リットル相当)	3,000円(10枚)

3. 収集・運搬実績

収集・運搬実績を以下に示す。

図表 16 収集・運搬実績の推移

単位:t/年

品 目		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
可燃ごみ		11,110	10,807	10,591	10,462	10,450
不燃ごみ		2,100	1,493	1,442	1,428	1,449
粗大ごみ		208	226	237	224	36
有害ごみ		31	30	27	27	27
収集ごみ合計		13,449	12,556	12,297	12,141	11,962
資源物	古紙・古布類	1,013	862	761	810	754
	びん類	685	717	688	661	666
	缶類	243	247	238	239	239
	ペットボトル	237	248	239	235	242
	容器包装プラスチック	477	1,027	984	992	1,002
	白色トレイ	11	0	0	0	0
	資源物合計	2,666	3,101	2,910	2,937	2,903
合 計		16,115	15,657	15,207	15,078	14,865

4 . 直接持込みごみ

柳泉園組合に搬入されるごみは、収集車で搬入されるごみの他に、自家用車等で直接持ち込まれる直接搬入ごみがある。直接搬入される不燃ごみ及び粗大ごみは、大部分が引越し等による多量排出者の持ち込み等であることから、いずれも家庭ごみとして取り扱っている。また、直接搬入される可燃ごみの多くは、市が許可した業者によって搬入される事業系ごみである。

柳泉園組合に直接搬入されたごみは有料で処理され、処理費用としてごみ 1 kg 当たり 38 円を徴収している。

5 . 直接持込みごみの実績

直接搬入ごみの実績を以下に示す。

図表 17 直接搬入ごみの実績の推移

単位:t/年

品 目	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
可燃ごみ	2,699	2,555	2,297	2,003	2,028
不燃ごみ	10	9	16	16	18
粗大ごみ	32	21	21	25	14
直接搬入ごみ合計	2,741	2,585	2,334	2,044	2,060

可燃ごみの多くは事業系ごみである。

不燃ごみと粗大ごみは、事業系ごみは受け入れておらず、家庭ごみのみである。

6. ごみ排出量の実績

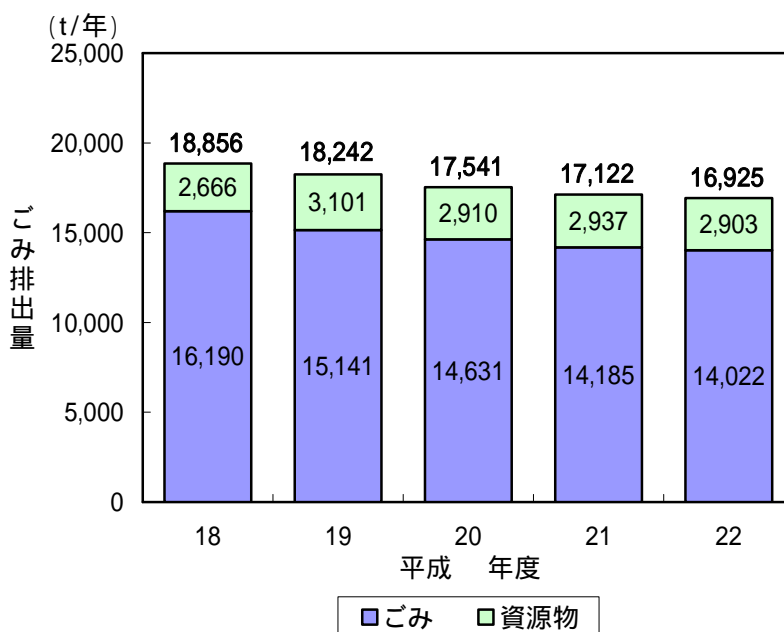
ごみ排出量（収集量、直接搬入量の合計）の実績を以下に示す。

可燃ごみや不燃ごみは、平成19年度以降ほぼ横ばい～微減傾向で推移しているのに対し、粗大ごみは平成22年度に大きく減少した。これは粗大ごみの収集を直営から委託に変更したことによる影響と考えられる。

図表18 ごみ排出量の実績の推移

単位:t/年

品 目		収集	直接搬入	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
ごみ	可燃ごみ			11,110	10,807	10,591	10,462	10,450
	不燃ごみ			2,110	1,502	1,458	1,444	1,467
	粗大ごみ			240	247	258	249	50
	有害ごみ			31	30	27	27	27
	自己搬入可燃ごみ			2,699	2,555	2,297	2,003	2,028
	ごみ合計			16,190	15,141	14,631	14,185	14,022
資源物	古紙・古布類			1,013	862	761	810	754
	びん類			685	717	688	661	666
	缶類			243	247	238	239	239
	ペットボトル			237	248	239	235	242
	容器包装プラスチック			477	1,027	984	992	1,002
	白色トレイ			11	0	0	0	0
	資源物合計			2,666	3,101	2,910	2,937	2,903
合 計				18,856	18,242	17,541	17,122	16,925



7. ごみ原単位

家庭ごみ（収集ごみ+直接搬入ごみ）の排出原単位（1人1日あたりの平均排出量）の推移を以下に示す。

図表 19 家庭ごみの排出原単位の推移

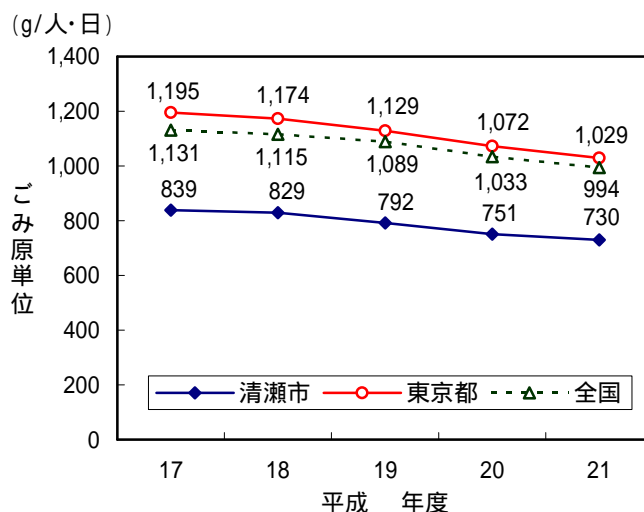
品 目	単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
年間日数	日	365	366	365	365	365
人口	人	73,528	73,382	73,401	73,778	74,023
可燃ごみ	g/人・日	414	402	395	389	387
不燃ごみ	g/人・日	79	56	54	54	54
粗大ごみ	g/人・日	9	9	10	9	2
有害ごみ	g/人・日	1	1	1	1	1
収集ごみ+直接搬入ごみ	g/人・日	503	469	460	452	444

不燃ごみ、粗大ごみは自己搬入されたもの（直接搬入ごみ）を含む。

ごみ総排出量（家庭ごみ、事業系ごみ、集団回収量の合計）の排出原単位（1人1日あたりの平均排出量）の推移を以下に示す。

本市のごみ原単位は、東京都や全国と比較して非常に小さな値を示すことが特徴である。

図表 20 ごみ総排出量の排出原単位の推移



ごみ原単位は、家庭ごみ、事業系ごみ、集団回収量の合計についての1人1日あたりの平均排出量である。

資料：一般廃棄物処理実態調査（環境省）

第3節 資源化・減量化の現状

1. 資源物の分別収集及び拠点回収

本市は、平成3年度にモデル地区を設置して資源物の分別収集を実施した。その後、柳泉園組合の運営するリサイクルセンターの稼働に伴い、平成5年10月より市内全域で資源物の分別収集を開始した。

資源物の対象品目は、分別収集を実施した当初は、古紙・古布類、びん類、缶類、牛乳パックであったが、資源化の推進とごみの減量に向けて、容器包装リサイクル法の施行前の平成8年12月より、ペットボトル、白色トレイを対象品目に加えたことが特色となっている。また、平成18年10月より、白色トレイを含む容器包装プラスチックを対象品目として分別収集を行っている。

なお、本市では、これらに加えて剪定枝、落ち葉を対象品目として指定している。剪定枝は収集後チップ化して公園等で利用、落ち葉は収集後腐葉土として利用されている。

図表 21 収集・運搬体制

区 分	収集頻度	収集場所	出し方
古紙・古布類	週1回	集積所	古紙は新聞、ダンボール、雑誌類(菓子箱等を含む)に分けてひもで縛る。古布は袋に入れる。
牛乳パック	週1回	回収拠点(常設の回収かご) 回収拠点を下表に示す。	洗浄後、切り開いて出す。
びん類	週1回	集積所の専用かご	洗浄して出す。
缶類	週1回	集積所の専用かご	洗浄して出す。
ペットボトル	週1回	回収拠点(常設の金網かご) 市内約360箇所回収。	洗浄後、キャップ・ラベルを外す。 キャップ・ラベルは、容器包装プラスチックとして出す。
容器包装プラスチック	週1回	集積所	洗浄後、指定袋(青色)に入れる。
剪定枝	週1回	ペットボトル置き場の横	葉を落とし、長さ50センチ以下、 太さ10センチ以下、直径30センチ位の束にして出す。
落ち葉	週1回	ペットボトル置き場の横	ボランティア袋(名前を記載)に入れる。

落ち葉は11月～12月のみ分別収集し、他の月は可燃ごみとして収集。

図表 22 牛乳パックの回収拠点

牛乳パック回収容器設置場所	
清瀬市役所	中央図書館
清瀬市健康センター	郷土博物館
松山地域市民センター	西友
野塩地域市民センター	サカガミ
下宿地域市民センター	市内の小学校
竹丘地域市民センター	
中清戸地域市民センター	
中里地域市民センター	

2. 資源物の回収量

本市が回収した資源物は、柳泉園または民間業者へ直接搬入された後、資源化される。資源物回収量の推移を以下に示す。

図表 23 資源物回収量の推移

単位:t/年

品 目		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
資源物	古紙・古布類	1,013	862	761	810	754
	びん類	685	717	688	661	666
	缶類	243	247	238	239	239
	ペットボトル	237	248	239	235	242
	容器包装プラスチック	477	1,027	984	992	1,002
	白色トレイ	11	0	0	0	0
	資源物合計	2,666	3,101	2,910	2,937	2,903

古紙・古布類には牛乳パックを含む。

容器包装プラスチックには白色トレイを含む。

3. 集団回収

集団回収活動は、ごみを減量する上で重要な施策である。

集団回収を助成するため、本市では回収団体に対し1kg当たり7円(牛乳パックのみ1kg当たり9円)の報奨金を交付している。

本市における回収団体数、報奨金交付額、集団回収量(品目別)の推移を以下に示す。

図表 24 集団回収の実績の推移

項 目		単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
回収団体	登録団体数	団体	89	87	83	85	79
	実施団体数	団体	71	69	67	66	68
報奨金交付額		千円	11,507	10,921	9,831	9,623	9,633
集団回収量	紙類	t	1,565	1,479	1,326	1,298	1,296
	布類	t	66	64	61	63	64
	びん類	t	0	0	0	0	0
	その他	t	12	16	17	14	16
	合 計	t	1,644	1,560	1,404	1,375	1,376

登録団体数は各年度2月末現在の団体数を示す。

その他の内訳はアルミ・鉄等。

4. 生ごみの減量化

生ごみの資源化及び減量化を目的として、本市では生ごみ減量化処理機器購入費助成制度を設けている。

本制度に基づく助成金額は、本体価格（消費税を除く）の2分の1で上限が3万円である。

助成対象機器等は、コンポスト容器、EM 容器等（1世帯2基まで）、電動生ごみ処理機（1世帯1基まで）である。

助成制度による生ごみ処理機の申請者数、交付基数、交付額を以下に示す。

図表 25 生ごみ減量化処理機器購入費助成制度の実績の推移

項目	単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
申請者数	人	53	40	43	32	20
交付基数	基	53	41	48	32	20
交付額	千円	1,164	833	754	736	385

第4節 中間処理の現状

1. 中間処理施設の概要

本市から排出されたごみ及び資源物については、本市、東久留米市、西東京市の3市で構成されている柳泉園組合で共同処理している。

可燃ごみは柳泉園クリーンポートで焼却処理され、焼却残渣はエコセメントの原料として再利用される。不燃ごみ、粗大ごみは粗大ごみ処理施設で選別・破碎され、可燃分は焼却処理施設で焼却処理、不燃残渣は民間施設に搬入してRPF（固形燃料化）の原料として利用している。

資源物はリサイクルセンターで再選別し、プレス機による圧縮等の処理を行い、資源回収業者へ引き渡している。

柳泉園組合ごみ焼却処理施設、粗大ごみ処理施設及びリサイクルセンターの概要を以下に示す。

図表 26 ごみ焼却処理施設の概要

区 分	内 容
施設名称	柳泉園クリーンポート
所在地	東久留米市下里4-3-10
建設年月	着工：平成9年7月 竣工：平成13年12月（平成12年11月より稼動）
炉型式	全連続燃焼式
焼却方式	ストーカ方式
処理能力(基数)	315t/日（105t/日×3基）
総事業費	14,400,183千円
余熱利用施設	室内プール、浴場施設
建築面積	工場棟：約6,496㎡ 管理棟：約978㎡
延床面積	工場棟：約20,698㎡ 管理棟：約2,939㎡
煙突高さ	100m
発電設備	蒸気タービン方式（最大6,000kW）
公害防止対策設備	乾式消石灰・活性炭噴霧＋バグフィルタ＋脱硝反応塔

図表 27 粗大ごみ処理施設の概要

区 分	内 容
施設名称	粗大ごみ処理施設
所在地	東久留米市下里 4 - 3 - 10
建設年月	着工：昭和 48 年 11 月 竣工：昭和 50 年 3 月
	改造(破碎装置)：昭和 58 年 12 月～昭和 59 年 3 月
	改造(クレーン及びピット)：昭和 60 年 9 月～昭和 61 年 2 月
破碎型式	豎型リンググラインダ式破碎機
処理能力	50t/5h
処理対象	不燃ごみ、粗大ごみ
選別種類	破碎鉄分、可燃物、不燃物、フィルム状プラスチック
処理設備	破碎機、サイクロン選別機、磁選機、トロンメル選別機
総事業費	150,000 千円
改造費(破碎装置)	149,900 千円
改造費(クレーン及びピット)	123,000 千円
建築面積	約 387 m ²
延床面積	約 586 m ²

図表 28 リサイクルセンターの概要

区 分	内 容
施設名称	リサイクルセンター
所在地	東久留米市下里 4 - 3 - 10
建設年月	着工：平成 4 年 12 月 竣工：平成 5 年 10 月
処理能力	65t/5h(缶類：10t/5h、びん類：15t/5h、古紙・古布類 40t/5h)
処理対象	缶類、ビン類、古紙・古布類
処理設備	磁選機、アルミ選別機、鉄プレス機、アルミプレス機、古紙圧縮梱包機、カレット選別装備(ターンテーブル)
総事業費	1,215,091 千円
建築面積	約 1,560 m ²
延床面積	約 2,690 m ²

2. 中間処理量の実績

柳泉園組合構成3市から運び込まれたごみ及び資源物の中間処理実績の推移を以下に示す。

図表 29 柳泉園組合の中間処理実績の推移（3市合計）

単位:t/年

区 分		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
焼却量	可燃ごみ ¹	77,461	74,324	69,570	66,482	64,569
	その他可燃ごみ ²	10,086	7,137	5,592	6,057	6,437
	小計	87,547	81,461	75,162	72,539	71,006
不燃物	埋立	0	0	0	0	0
	再利用	1,275	1,454	950	811	809
	小計	1,275	1,454	950	811	809
有害ごみ		130	142	121	124	132
資源化	可燃物 ³	2,774	2,475	2,253	2,277	2,284
	不燃物 ⁴	5,568	5,656	5,447	5,493	5,440
	小計	8,342	8,131	7,700	7,770	7,724
その他 ⁵		998	900	883	704	701
合 計		98,162	91,946	84,695	81,824	80,240

- 1 可燃ごみの中に他市搬入分は含まない。
- 2 その他可燃ごみは不燃ごみ、粗大ごみ、資源から焼却に回ったもので、し尿汚泥は含まない。
- 3 可燃物とは古紙・古布など
- 4 不燃物とはびん、缶、ペットボトルなど
- 5 その他とは検量誤差、水分及び貯留分など

第5節 最終処分の現状

1. 最終処分場の概要

焼却残渣については、平成18年6月までは東京たま広域資源循環組合の二ツ塚廃棄物広域処分場に埋立していたが、エコセメント化施設竣工後はエコセメント化している。

エコセメント化施設の概要を以下に示す。

図表30 エコセメント化施設の概要

区 分	内 容
施設名称	エコセメント化施設
所在地	西多摩郡日の出町大字大久野字玉の内 7642 番地
建設年月	着工：平成15年2月 竣工：平成18年7月
処理能力	焼却残渣等の処理能力 約330t/日（平均処理量 約300t/日）
生産能力	エコセメント生産能力 約520t/日（平均生産量 約430t/日）
処理対象	多摩地域各市町のごみ焼却施設から排出される焼却残渣、溶融飛灰及び二ツ塚処分場に分割埋立された焼却残渣
総事業費	約26,500,000千円

2. 最終処分量の実績

最終処分量の実績を以下に示す。

焼却残渣は、東京たま広域資源循環組合でエコセメント化されている（エコセメント化施設は二ツ塚廃棄物広域処分場内にある）。

不燃残渣は、平成17年度よりRPF(固形燃料化)の原料として利用しているため、最終処分量はゼロとなっている。

図表31 最終処分実績の推移（清瀬市）

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
焼却残渣	1,955	1,835	1,685	1,698	1,735
不燃残渣	0	0	0	0	0
合 計	1,955	1,835	1,685	1,698	1,735

第6節 処理経費

1. 維持管理費

各施設の維持管理費を以下に示す。

図表 32 各施設の維持管理費の推移

単位：千円

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
柳泉園クリーンポート	1,836,664	1,871,147	1,967,083	1,966,913	1,851,903
粗大ごみ処理施設	258,111	249,488	218,620	215,981	192,398
リサイクルセンター	258,573	227,928	177,065	124,601	128,058
し尿処理施設	119,442	115,301	106,633	113,480	106,422
合 計	2,472,790	2,463,864	2,469,401	2,420,975	2,278,781

施設建設費、議会費及び総務費は含まない。

2. 負担金

本市を含む関係市の負担金を以下に示す。

図表 33 関係市の負担金の推移

単位：千円

市 名	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
清瀬市	438,631	390,038	379,671	416,065	454,181
東久留米市	654,686	596,726	579,230	617,284	654,100
西東京市	1,101,500	988,684	990,215	986,791	913,589
合 計	2,194,817	1,975,448	1,949,116	2,020,140	2,021,870

第7節 現状の課題

1. ごみの排出に関する課題

ごみの減量に向けた努力の継続

本市では、計画収集人口の増加に関わらず、ごみ排出量は近年減少傾向で推移している。また、本市のごみ原単位は東京都や全国と比較して低い水準である。今後もこれらの傾向を維持できるよう、更なるごみの減量化に向けて努力するものとする。

2. ごみ減量化に関する課題

可燃ごみ（家庭ごみ）の減量化

収集ごみのうち、可燃ごみ排出量の減少傾向が近年緩やかになってきているため、容器包装プラ類等の資源物を分別徹底させる必要がある。

また、可燃ごみの中で大きな比重を占めている生ごみについて、水切り徹底や自家処理の推進などにより減量化を図る必要がある。

不燃ごみ（家庭ごみ）の減量化

収集ごみのうち、不燃ごみの排出量は近年横ばいで推移しているため、不燃ごみの減量施策について検討が必要である。

なお、分別徹底の結果、金属の付いたプラスチック製品や金属とプラスチック等を分離できない製品などが「不燃ごみ」として排出されたため、不燃ごみが減少しない可能性についても併せて検討する。

事業系ごみの減量化

事業系ごみは、業種や事業所の形態により、ごみの排出状況が大きく異なることが特徴である。柳泉園組合に直接搬入された可燃ごみは、近年減少傾向で推移しているが、これは近年の経済状況によるものである可能性があるため、今後も事業系ごみの排出実態の正しい把握に努める必要がある。

また、事業系ごみの減量化を図るため、事業系生ごみ処理機の導入や事業系古紙の分別徹底に向けた取り組みについて検討するものとする。

3. 資源化に関する課題

分別徹底に向けた取り組みの推進

容器包装プラ類や細かい雑紙などの分別は、まだ十分に行われていない可能性があるため、資源物の分別排出に向けた意識啓発やごみ出し指導等が必要である。

また、資源物については、分別徹底、異物の混入除去等により資源物の品質向上を図る必要がある。

古紙類の資源化量の増加

資源物の中でも、特に古紙類の回収量が近年減少しているため、古紙類の排出実態の把握と収集のあり方の再検討が必要である。

集団回収量の増加に向けた検討

古紙等の資源物については、行政による収集よりも地域での集団回収に出すよう、住民への意識啓発に努める。

また、近年集団回収量が減少傾向で推移しているため、交付金との費用対効果などを踏まえ、集団回収のあり方について再検討が必要である。

剪定枝・落ち葉の資源化

本市では、みどりのリサイクルとして剪定枝のチップ化や落ち葉の堆肥化などを実施しているが、搬入量や資源化量等に時期による偏りがあること、生成資源の利用先が限定的であることなどの理由により、資源循環のサイクルがうまく機能していない状況にある。

今後、剪定枝・落ち葉の資源化を推進するため、みどりの基本計画など他の計画にも配慮しながら、新たな資源循環システムの構築に努める。

4 . 収集・運搬に関する課題

集積所の適正管理

集積所における不適正なごみの排出（他地区からのごみの持ち込み等）や資源物の持ち去りを防止するため、地域住民との協力・連携による集積所の管理のあり方について検討する。

戸別収集のあり方の検討

本市では、将来における高齢化の進展に伴う高齢者の単独世帯、高齢夫婦のみの世帯及び要介護者のいる世帯の増加が予測される。高齢者のみの世帯や要介護者のいる世帯などでは、ごみの分別徹底や家庭から集積所へのごみや資源物の排出ルールに負担を感じ、十分な協力が得られなくなることが考えられるため、戸別収集等の実施について検討を行う必要がある。

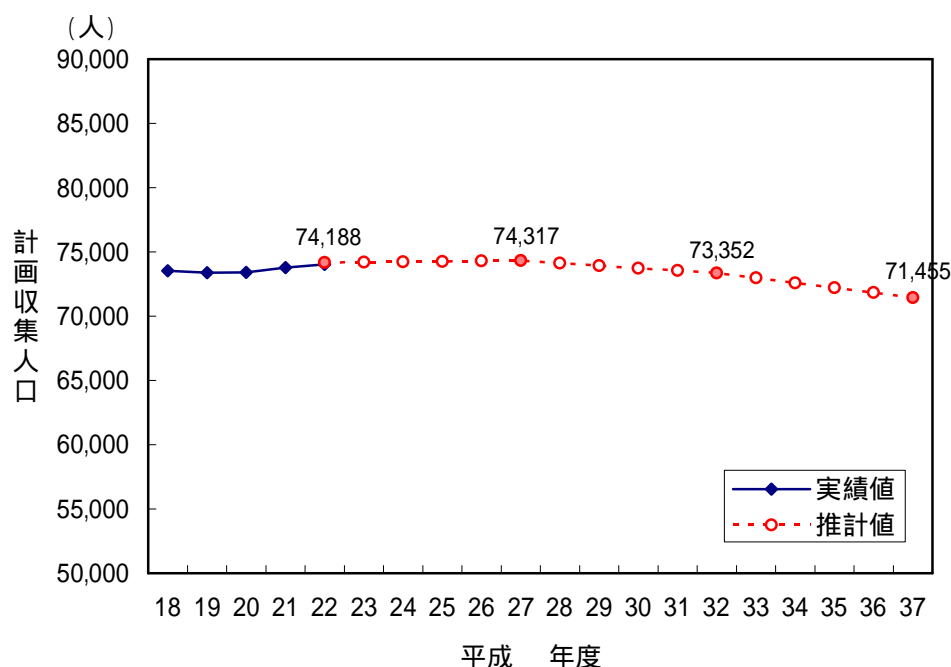
第4章 将来ごみ量の予測

第1節 将来人口推計

本市では、計画収集人口は市の総人口と等しい。

市の将来人口は、「第3次清瀬市長期総合計画 後期基本計画」(平成21年3月)での将来人口推計結果に基づき、以下のとおり設定した。

図表34 将来人口推計結果



単位:人

	平成 年度																			
	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37
実績値	73,528	73,382	73,401	73,778	74,023															
推計値					74,188	74,214	74,240	74,266	74,292	74,317	74,124	73,931	73,738	73,545	73,352	72,973	72,594	72,215	71,836	71,455

「第3次清瀬市長期総合計画 後期基本計画」での推計値は、「東京都将来人口の推計」より設定した。実績値は各年度1月1日現在の人口を示す(平成18年度は平成19年1月1日現在の人口を示す)、推計値は各年度10月1日の人口を示す。

平成22年度の計画収集人口(実績値)は74,023人、「第3次清瀬市長期総合計画 後期基本計画」での平成22年度の計画収集人口(推計値)は74,188人であり、両者はほぼ等しい水準であるため、補正は不要と判断した。

「第3次清瀬市長期総合計画 後期基本計画」での将来人口は5年毎(平成22・27・32・37年)に推計されており、推計対象年以外については、推計値を按分することで設定した。

第2節 ごみ排出量の予測

ごみ総排出量（家庭ごみ、事業系ごみ、集団回収量の合計）は減少傾向で推移すると予測され、平成22年度は18,301t/年であるが、平成28年度は17,391t/年（平成22年度から5.0%減少）、平成33年度は16,678t/年（同8.9%減少）と推計された。

ごみ総排出量の内訳をみると、ごみ排出量、資源物回収量、集団回収量は、いずれも減少傾向で推移すると予測された。

図表35 ごみ排出量の予測結果

品目	単位	実績値			推計値				
		平成18年度	平成22年度	増減 [18年度比]	平成28年度	増減 [22年度比]	平成33年度	増減 [22年度比]	
人口	人	73,528	74,023	0.7%	74,124	0.1%	72,973	-1.4%	
ごみ	家庭ごみ								
	可燃ごみ	t/年	11,110	10,450	-5.9%	10,069	-3.7%	9,762	-6.6%
	不燃ごみ	t/年	2,110	1,467	-30.5%	1,395	-4.9%	1,326	-9.6%
	粗大ごみ	t/年	240	50	-79.0%	50	0.1%	50	-1.4%
	有害ごみ	t/年	31	27	-12.9%	27	-1.3%	26	-3.7%
	自己搬入可燃ごみ	t/年	2,699	2,028	-24.9%	2,031	0.1%	1,999	-1.4%
	ごみ合計	t/年	16,190	14,022	-13.4%	13,572	-3.2%	13,163	-6.1%
資源物	古紙・古布類 ¹	t/年	1,013	754	-25.6%	550	-27.0%	438	-42.0%
	びん類	t/年	685	666	-2.8%	610	-8.4%	565	-15.1%
	缶類	t/年	243	239	-1.6%	230	-3.7%	221	-7.7%
	ペットボトル	t/年	237	242	2.1%	265	9.6%	278	14.7%
	容器包装プラスチック ²	t/年	488	1,002	105.3%	958	-4.4%	912	-9.0%
	資源物合計	t/年	2,666	2,903	8.9%	2,613	-10.0%	2,413	-16.9%
	集団回収量合計	t/年	1,644	1,376	-16.3%	1,206	-12.4%	1,102	-19.9%
	ごみ総排出量	t/年	20,500	18,301	-10.7%	17,391	-5.0%	16,678	-8.9%

1. 古紙・古布類には牛乳パックを含む。

2. 容器包装プラスチックには白色トレイを含む。

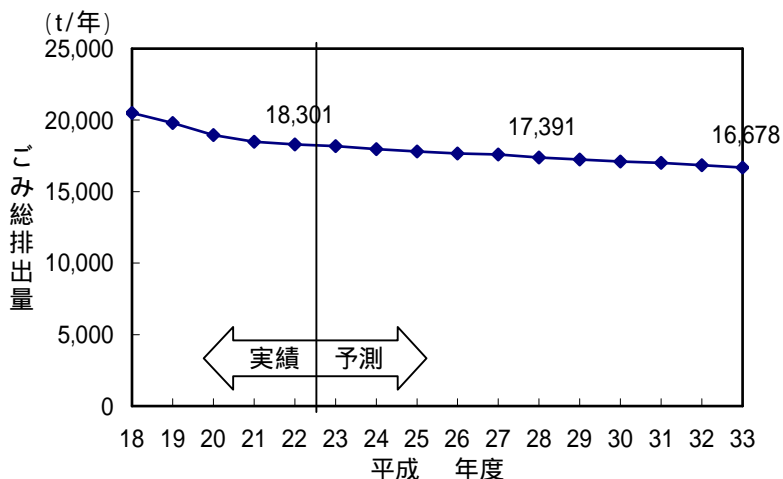
注1. 平成22年度の「増減」は、平成18年度に対する増減を示す。

平成28年度、33年度の「増減」は、平成22年度に対する増減を示す。

2. ごみ総排出量は、家庭ごみ、事業系ごみ、集団回収量の合計である。

（収集量、直接搬入量、集団回収量の合計でもある。）

図表36 ごみ総排出量の推移



図表 37 ごみ排出量予測結果【一覧表】

品目	単位	年度																	
		実績値						推計値											
人口		18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33		
ごみ	可燃ごみ	人	73,528	73,382	73,401	73,778	74,023	74,214	74,240	74,266	74,292	74,317	74,124	73,931	73,738	73,545	73,352	72,973	
	不燃ごみ	t/年	11,110	10,807	10,591	10,462	10,450	10,411	10,307	10,242	10,187	10,167	10,069	10,004	9,944	9,916	9,836	9,762	
	粗大ごみ	t/年	2,110	1,502	1,458	1,444	1,467	1,461	1,444	1,432	1,421	1,414	1,395	1,381	1,368	1,358	1,342	1,326	
	有害ごみ	t/年	240	247	258	249	50	51	51	51	51	51	50	50	50	50	50	50	
	家庭ごみ	t/年	31	30	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	26	26	26	
	家庭ごみ合計	t/年	13,491	12,586	12,335	12,182	11,994	11,950	11,828	11,751	11,685	11,658	11,541	11,462	11,388	11,350	11,254	11,164	
	自己搬入可燃ごみ	t/年	2,699	2,555	2,297	2,003	2,028	2,033	2,034	2,034	2,035	2,036	2,031	2,025	2,020	2,015	2,009	1,999	
	ごみ合計	t/年	16,190	15,141	14,631	14,185	14,022	13,983	13,862	13,786	13,720	13,694	13,572	13,487	13,408	13,365	13,264	13,163	
	ごみ排出量	古紙・古布類 ¹	t/年	1,013	862	761	810	754	715	674	639	608	580	550	524	500	480	458	438
		びん類	t/年	685	717	688	661	666	659	647	637	628	622	610	601	592	585	575	565
缶類		t/年	243	247	238	239	239	239	236	235	233	233	230	228	226	225	223	221	
ペットボトル		t/年	237	248	239	235	242	247	251	255	259	263	265	268	271	274	276	278	
容器包装プラスチック ²		t/年	488	1,027	984	992	1,002	999	988	981	974	970	958	948	939	933	922	912	
資源物合計		t/年	2,666	3,101	2,910	2,937	2,903	2,858	2,797	2,747	2,702	2,667	2,613	2,570	2,529	2,497	2,454	2,413	
紙類		t/年	1,565	1,479	1,326	1,298	1,296	1,265	1,235	1,208	1,182	1,158	1,135	1,114	1,093	1,074	1,055	1,038	
布類		t/年	66	64	61	63	64	63	61	60	59	58	56	55	54	53	52	52	
びん類		t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
その他		t/年	12	16	17	14	16	16	16	15	15	15	14	14	14	13	13	13	
ごみ原単位	集団回収量	t/年	1,644	1,560	1,404	1,375	1,376	1,343	1,312	1,283	1,256	1,230	1,206	1,183	1,161	1,140	1,121	1,102	
	資源化量[資源物+集団回収量]	t/年	4,310	4,661	4,314	4,312	4,279	4,201	4,109	4,030	3,958	3,897	3,819	3,752	3,690	3,637	3,574	3,515	
	(資源化率) ³	%	21.0%	23.5%	22.8%	23.3%	23.4%	23.1%	22.9%	22.6%	22.4%	22.2%	22.0%	21.8%	21.6%	21.4%	21.2%	21.1%	
	ごみ総排出量	t/年	20,500	19,802	18,946	18,496	18,301	18,184	17,971	17,816	17,678	17,591	17,391	17,240	17,098	17,002	16,838	16,678	
	可燃ごみ	g/人・日	414	402	395	389	387	383	380	378	376	374	372	371	369	368	367	367	
	不燃ごみ	g/人・日	79	56	54	54	54	54	53	53	52	52	52	51	51	50	50	50	
	粗大ごみ	g/人・日	9	9	10	9	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
	有害ごみ	g/人・日	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	家庭ごみ合計	g/人・日	503	469	460	452	444	440	437	434	431	429	427	425	423	422	420	419	
	(増減) ⁴	%						-0.9%	-1.7%	-2.3%	-2.9%	-3.5%	-3.9%	-4.3%	-4.7%	-5.0%	-5.3%	-5.6%	
ごみ原単位	古紙・古布類	g/人・日	38	32	28	30	28	26	25	24	22	21	20	19	19	18	17	16	
	びん類	g/人・日	26	27	26	25	25	24	24	24	23	23	23	22	22	22	21	21	
	缶類	g/人・日	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	8	8	8	8	8	
	ペットボトル	g/人・日	9	9	9	9	9	9	9	9	10	10	10	10	10	10	10	10	
	容器包装プラスチック	g/人・日	18	38	37	37	37	37	36	36	36	36	35	35	35	35	34	34	
	資源物合計	g/人・日	99	115	109	109	107	105	103	101	100	98	97	95	94	93	92	91	
	(増減) ⁴	%						-2.1%	-3.9%	-5.7%	-7.3%	-8.7%	-10.1%	-11.4%	-12.6%	-13.7%	-14.7%	-15.7%	
	合計	g/人・日	602	584	569	561	551	545	540	535	531	527	523	520	517	514	512	510	
	(増減) ⁴	%						-1.1%	-2.1%	-3.0%	-3.8%	-4.5%	-5.1%	-5.7%	-6.2%	-6.7%	-7.1%	-7.6%	

1. 古紙・古布類には牛乳パックを含む。
 2. 容器包装プラスチックには白色トレイを含む。
 3. 「資源化率」は資源化量のごみ総排出量に対する比率を示す。
 4. 「増減」は平成22年度に対する増減を示す。

第3節 目標の設定

1. 第1期計画の目標達成状況

前回の「一般廃棄物処理基本計画」(平成19年3月)において、第1期計画の数値目標は以下の指標について設定されている。

家庭ごみ原単位 = (可燃ごみ + 不燃ごみ + 粗大ごみ + 有害ごみ)

家庭から排出される、1人1日当たりの平均ごみ量 (g/人・日)

ごみ排出量 = (家庭ごみ + 自己搬入可燃ごみ)

家庭から排出されるごみと、柳泉園組合へ搬入されるごみ量の合計 (t/年)。

資源物は含まない。

ごみ原単位 = (家庭ごみ + 行政回収資源)

「多摩地域ごみ実態調査」での掲載値。多摩地域内の他市町村との比較に利用 (g/人・日)

財団法人東京市町村自治調査会が毎年実施。

資源化率 = 資源 / (資源 + ごみ排出量)

総排出量に占める資源物の割合。資源化の推進状況を計る指標 (%)。

資源 = (分別回収 + 集団回収)

これらの指標は、平成17年度実績を基準として目標が設定されている。目標年度は平成23年度(短期目標)と平成33年度(長期目標)である。

平成22年度のごみの排出、処理・処分に関する実績を平成23年度の目標値(短期目標)と比較したところ、家庭ごみ原単位、ごみ排出量、ごみ原単位は目標を達成したが、資源化率は未達成であった。

また、平成33年度の目標(長期目標)と比較したところ、ごみ排出量、ごみ原単位は目標を達成したが、家庭ごみ原単位、資源化率は未達成であった。

表38 前回の計画の目標の達成状況

項目	単位	実績値	目標値			
			短期目標		長期目標	
		平成22年度	平成23年度	達成状況	平成33年度	達成状況
家庭ごみ原単位	g/人・日	444	466以下		422以下	×
ごみ排出量	t/年	14,022	15,644以下		14,931以下	
ごみ原単位	g/人・日	551	642以下		599以下	
資源化率	%	23.4	28.8以上	×	30.2以上	×

資源化率が目標よりも低い値を示しているが、これは

- ・新聞、雑誌の販売部数が減少したこと、紙媒体から電子媒体へ移行したこと
- ・容器包装がびん、缶からペットボトルに変化したこと

などにより、重量ベースでの資源回収量が低下したためと考えられる。

2 . 第 2 期計画の目標の設定

本市における減量化・資源化目標は、以下のとおり設定した。

国の廃棄物処理の目標（廃棄物処理法に基づく基本方針）によると、廃棄物の減量化の目標は、排出量、再生利用量、最終処分量の3項目について設定することとしている。

また、東京都の廃棄物処理の目標（東京都廃棄物処理計画の目標）は、最終処分量について示されている。

これらの指標のうち、再生利用量（資源化量）については、今後、リサイクルを活発に実施したとしても、古紙やびん・缶などの資源物の回収量は減少していく可能性があることを考慮すると、重量ベースでの目標設定は不適切と考えられる。

また、本市では、焼却残渣はエコセメント化、不燃残渣はRPF(固形燃料化)の原料として利用しており、最終処分量は現状で既にゼロとなっているため、減量に向けた数値目標を設定することはできない。

このため、本市では、排出量のうち「家庭ごみ原単位」を指標として、第2期計画の目標を設定することとした。本市の家庭ごみ原単位は非常に低い水準であり、第2期計画の目標達成を目指すことにより、今後もこの傾向を維持するものとする。

第 2 期計画の目標

平成 33 年度までに家庭ごみ原単位を現状（平成 22 年度）から 10%減量する。

指標：家庭ごみ原単位

計画目標（平成 33 年度）：平成 22 年度実績値から 10%減量
平成 22 年度から 44g/人・日減量（444g/人・日 400g/人・日）

中間目標（平成 28 年度）：平成 22 年度実績値から 5%減量
平成 22 年度から 22g/人・日減量（444g/人・日 422g/人・日）

国の廃棄物処理の目標

廃棄物処理法に基づく基本方針（平成 22 年 12 月）による目標

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 5 条の 2 第 1 項の規定に基づき定められている「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」(平成 13 年 5 月環境省告示第 34 号)について、平成 22 年度以降の廃棄物の減量化の目標量等を定めることが必要であること、また、「廃棄物処理制度の見直しの方向性(意見具申)」(平成 22 年 1 月 25 日中央環境審議会)等を踏まえ、所要の変更を行った。

廃棄物の減量化の目標量については、第 2 次循環基本計画に掲げられた目標と整合をとり、以下のとおり定めた。

項 目	基準年	目標年	数 値 目 標
排 出 量	平成 19 年度	平成 27 年度	平成 19 年度比約 5 %削減
再生利用量			約 25%に増加
最終処分量			平成 19 年度比約 22%削減

東京都の廃棄物処理の目標

東京都廃棄物処理計画（計画期間：平成 23 年度～平成 27 年度）による目標

東京都では「最終処分量」のみを計画の目標として定めている。

循環型社会の構築には、貴重な埋立空間をより長く使い続けることが必要である。

このため、計画期間の最終年度である平成 27 年度までに達成すべき数値目標として、一般廃棄物及び産業廃棄物の最終処分量の減量目標を掲げ、その達成に努めていく。

平成 27 年度の最終処分量を平成 19 年度から 30%減（125 万トン）とする。

項 目	平成 19 年度 (実績)	平成 27 年度 (計画目標)	平成 19 年度 対比
一般廃棄物	62 万トン	25 万トン	60%減
産業廃棄物	116 万トン	100 万トン	14%減
合 計	178 万トン	125 万トン	30%減

注．東京都では、計画目標を達成するため、平成 19 年度から 27 年度にかけて

- ・一般廃棄物の排出量を 7 %減量する
- ・一般廃棄物の再生利用率を 26%まで増加させる

こととしている。

第5章 ごみ処理基本計画

第1節 基本方針

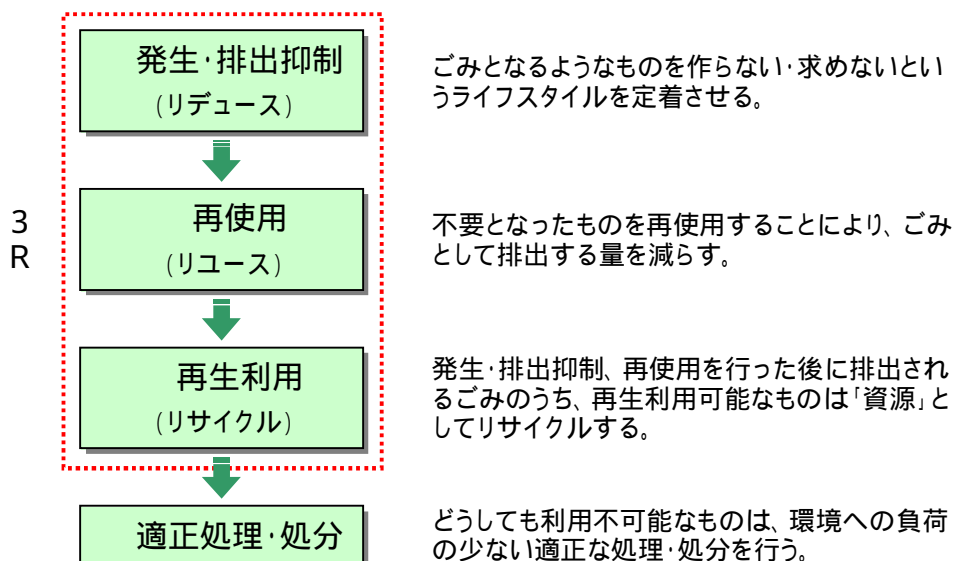
本計画は、循環型社会形成推進基本法に定める「循環型社会」の形成の一翼を担うことを目標としている。循環型社会とは、廃棄物等の発生抑制、循環資源の循環的な利用、適正な処分の確保により、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会のことであり、循環型社会の構築のために行政が行う施策は、排出前の「ごみの減量」と排出後の「ごみの適正処理」に大別される。

本市、東久留米市、西東京市、及び柳泉園組合では、循環型社会の構築に向けて、『3R原則』に基づくごみ処理を行うことを基本方針とする。3R原則とは、まずごみの発生・排出を抑制し（リデュース）、次いで不要となったものの再使用に努め（リユース）、再生資源として利用できるものについては再生利用を推進（リサイクル）することで、ごみの減量と円滑な資源循環の実現を目指し、その上でどうしても資源として利用不可能なものを対象として、環境への負荷の少ない適正な処理・処分を行うものである。

このとき、本市と柳泉園組合の役割分担等を考慮し、本市では排出前の「ごみの減量」を進めることで循環型社会を形成していくものとする。

また、本市においてごみの減量を進めるに際しては、都心に近い位置でありながら農地や緑地、街路樹等の緑が豊かであることといった本市の地域特性を踏まえた上で、各種の施策や取り組みを効果的に推進・展開するものとする。

図表 39 3R原則に基づくごみ処理の流れ



第2節 減量化・資源化計画

本市は、1人1日当たりのごみ排出量が少なく、また、継続して減少傾向で推移していることが特徴である。

本計画では、本市におけるごみの更なる削減に向けて、以下に示す4つの重点施策により、ごみの減量化・資源化を進めるものとする。

ごみの減量化・資源化に向けた重点施策

重点施策1 ごみを出さないライフスタイルの普及

重点施策2 資源物の分別徹底

重点施策3 生ごみの減量化・資源化

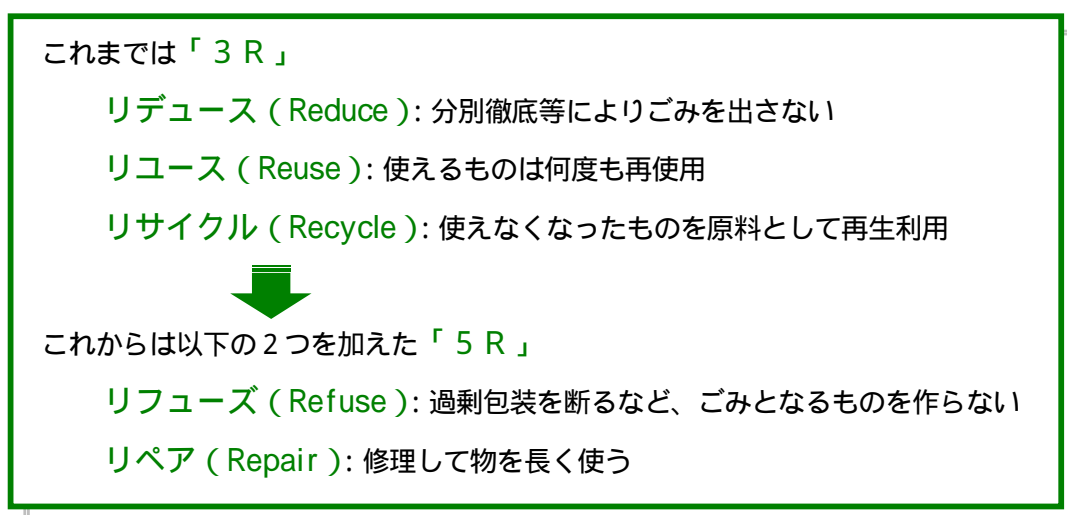
重点施策4 みどりのリサイクル

重点施策1 ごみを出さないライフスタイルの普及

1) ごみの減量に対する意識の向上

住民に対して、ものを大切にする、不要なものを買わない、買い物に際してマイバッグを持参してレジ袋や過剰包装を断る等、環境に配慮した消費行動を実践するよう、意識の向上を図る。このため、従来の「3R」(リデュース、リユース、リサイクル)に加え、リフューズ、リペアという概念を加えた「5R」を定着させる必要がある。

これを受けて、事業者に対して、簡易包装の推進、ごみになりにくい商品及びリサイクルしやすい商品の製造・販売、修理体制の整備やアフターケアの充実等と呼びかける。



2) 意識啓発、環境教育の推進

従来と同じライフスタイルを続けている限り、ごみの排出状況も変わらないため、ごみの減量・リサイクルを推進するに際しては、一人ひとりのレベルでのライフスタイルの見直しに向けた意識啓発と環境教育の推進が必要である。

ごみ処理施設見学会や講演会、出張講座等の機会を増やし、ごみ処理の現状・課題の周知とごみ減量活動に対する意識啓発を図る。

特に子供に対して、循環型社会の形成に向けた正しい知識と行動を習得してもらうため、学校での環境教育・環境学習を継続して推進する。

自治会等と連携した講座や説明会等で、ごみの減量・リサイクルの情報を提供し、住民の協力を求めていく。

住民・事業者からごみの減量やリサイクルに関する取り組み、アイデア等を募集し、広報紙やホームページ等に掲載することにより、住民・事業者への周知と活用を図る。

重点施策2 資源物の分別徹底

1) リサイクルの推進

ごみの減量を推進するためには、可燃ごみのうち大きな比率を占める「紙類」、「プラ類」、「生ごみ」の減量化・資源化が必要である。

このうち、「紙類」と「プラ類」については、それぞれ『雑かみ』、『容器包装プラ類』が資源物として指定されたことにより、ティッシュペーパーやキッチンペーパー、紙おむつ、一部のプラ製品等の資源化不適物を除き、資源化へのルートが確立されたため、今後は**住民への意識啓発等による資源物の分別徹底**の推進が必要である。

この他、以下に示すようなあらゆる施策・手段を動員して、市域におけるリサイクルを推進するものとする。

資源物の集団回収の活発化を図るための対策の検討を行う。

集積所での資源物（特に古紙）の持ち去りを防止するための対策の検討を行う。

行政による資源回収の他、牛乳パック、トレイ、ペットボトル、びん類、缶類等の店頭回収、廃乾電池等の販売店回収等を推進する。また、回収を行う店舗の増加や回収品目の処理ルートの拡大について検討を行う。

公共施設を活用した拠点回収の拡大に向けて、NPO等の市民団体・ボランティア団体との協働などの検討を行う。

不用品交換等によるリサイクルの推進に向けて、フリーマーケット、バザー等の情報提供を行うとともに、イベントの開催を支援する。

リサイクルの推進のためには、入口（資源物の収集）だけでなく、出口（再生資源の利用先の確保）が必要であるため、再生資源やリサイクル製品の利用推進に向けて、行政におけるリサイクル製品の利用を率先して行うとともに、エコマーク等の環境保全型商品、再生品の情報提供を行い、住民・事業者に対して再生品の利用拡大を呼びかける。

2) 事業系ごみの分別の徹底

事業者に対する許可業者との契約と併せて、事業系ごみの分別の徹底を指導する。

事業系ごみに対する搬入時の監視を強化し、ごみが適正に分別されていない場合には搬入を規制するとともに、持ち込みを行った業者に指導を徹底する。

この他、事業系ごみには大量の紙類（OA用紙等）が排出されていると考えるため、これらの「紙類」の資源化に向けて事業者の意識啓発、事業系古紙の回収ルートの周知・広報を行う。

また、業界団体や商工団体等の事業者間の連携・協力を推進し、事業系ごみの適正処理やリサイクルルートの確保を図る。

重点施策3 生ごみの減量化・資源化

1) あらゆる場面での生ごみの減量・資源化の推進

「紙類」と「プラ類」の資源化ルートが確立されたことに伴い、ごみの減量のため「生ごみ」の減量化・資源化がクローズアップされてきている。

現在、家庭から排出されるごみの多くを占める「生ごみ」の処理に多大なエネルギーとコストを要していることがごみ処理事業全体の課題となっており、**ごみ処理コストの削減のためにも生ごみの減量化・資源化の推進が必要**である。

生ごみの減量化・資源化に向けて、以下に示す取り組みの推進、及び具体的な内容の検討を行うものとする。

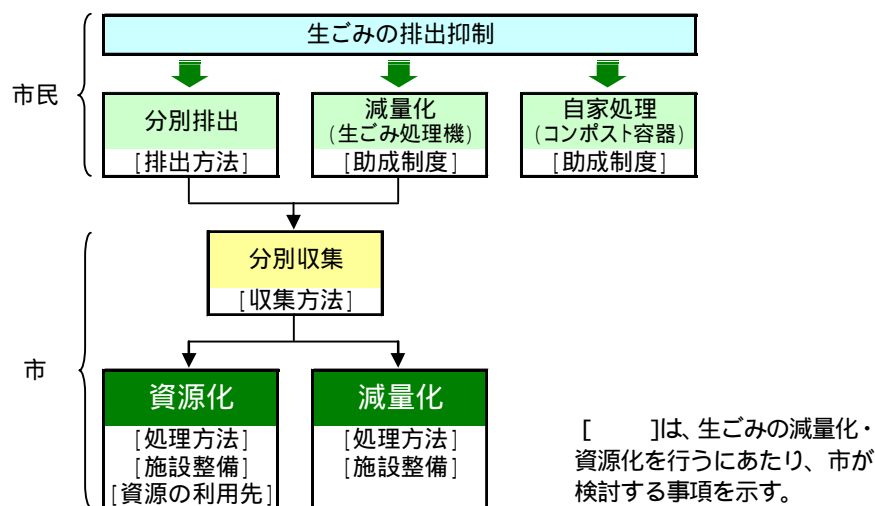
食品を必要以上に買い込まない、賞味期限切れの食品の廃棄を無くす、食べ残しをしない等の取り組みにより生ごみを出さないよう意識啓発を推進する。

家庭で生じた生ごみを自家処理することでごみとして出さない、または生ごみ処理機等で水分を除いてからごみとして出すよう意識啓発を推進する。併せて生ごみ減量化処理機器の普及に向けて検討を行う。

地域や集合住宅における共同での生ごみ処理の実現性等について検討を行う。

市域全体での生ごみの減量化・資源化に向けて、分別収集のあり方や資源化ルート、施設の整備等について検討を行う。併せて生ごみからの生成資源の利用先を確保し、地域における生ごみを対象とした資源循環システムの構築について検討を行う。

図表 40 家庭から排出される生ごみの減量・資源化の検討の流れ



2) 事業系の生ごみの資源化の推進

事業所から排出される生ごみは、家庭から排出される生ごみと比較して、排出量が多く恒常的に排出されること、生ごみの成分が安定していること等の理由により、資源化しやすいことが特徴である。事業系の生ごみの資源化の推進に向けて、業界団体や商工団体等との連携・協働のもとで事業者にも協力を求める。

重点施策4 みどりのリサイクル

1) みどりのリサイクルのあり方の検討

本市は、街路樹や農地をはじめとする『みどり』が豊かなことが特長である。

また、近年では都市景観の創出、緑化の推進、地球温暖化対策等のため、街路樹の整備が積極的に行われており、それに伴い排出される剪定枝の処理が問題となってきた。

現在、本市では、剪定枝や落ち葉を収集対象品目として指定し、剪定枝は収集後チップ化して公園等で利用、落ち葉は収集後腐葉土として利用している。

『みどりのリサイクル』とは、このような状況を踏まえ、剪定枝や草木等を「ごみ」としてではなく、「循環資源」としての有効活用を一層推進するものである。

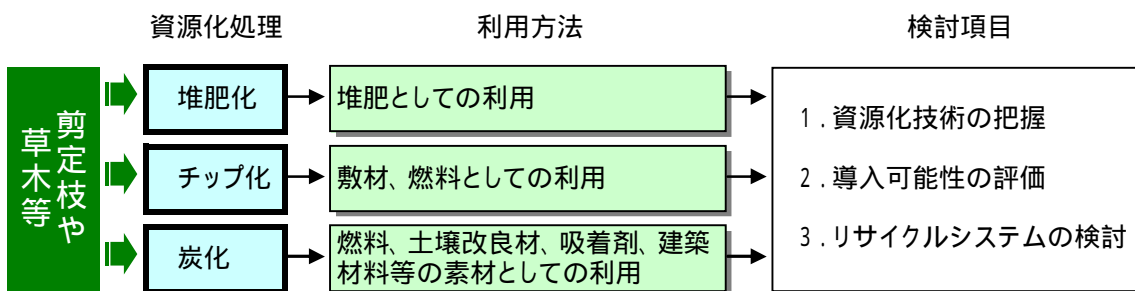
また、本市における循環型社会の構築に向けたプロジェクトの1つとして、**剪定枝や草木等を対象とした資源循環システムの構築に向けた検討を行うことにより、本市の将来都市像である『みどり豊かな文化都市』を目指すものである。**

今後、本市から排出される剪定枝や草木等のみどりの資源の利用可能量などを把握し、経済性や実用性、実現可能性等を踏まえて、市域における『みどりのリサイクル』のあり方の検討を行うものとする。

2) 資源化技術の把握と導入可能性の評価

剪定枝や草木等を資源化するに際しては、チップ化、堆肥化、炭化等の資源化処理が必要である。本市において「みどりのリサイクル」を実現するにあたり、剪定枝や草木等の資源化技術の把握と導入可能性の評価、及び収集方法や利用先も含めたりサイクルシステムの検討を行うものとする。

図表 41 剪定枝や草木等の資源化について



堆肥化	現在、本市では11月～12月に収集した落ち葉を腐葉土として利用しているが、「みどりのリサイクル」を推進することにより、1年を通して剪定枝の葉や刈草などを対象とした資源化のあり方について検討が必要となる。
チップ化	本市では収集した剪定枝をチップ化し、学校及び公園等に舗装用の敷材として利用しているが、敷材として利用する場合の新技术について把握し、利用の可能性等について検討を行う。また、剪定枝等の木質資源をチップ化することで木質ボイラーの燃料として使用することも可能であるため、市域から排出された剪定枝の燃料としての利用の可能性についても検討を行う。
炭化	剪定枝や草木等を炭化することにより、燃料のほかに土壌改良材や吸着剤、建築材料等の素材としての利用も可能となるため、技術の動向や将来の展望・発展性等を踏まえて、本市での導入の可能性について検討を行う。

第3節 収集・運搬計画

1. 効率的な収集・運搬体制の整備

1) ごみ集積所の維持・管理の適正化

効率的なごみ収集のため、集積所の設置数や設置場所について適正化を図る。

また、美観や衛生等の環境保全のため、市民に対して集積所の管理の徹底を指導する。

2) 家庭ごみの収集・運搬方法の見直し

家庭ごみの収集・運搬は、当面は現行同様とするが、粗大ごみを委託収集にした結果、粗大ごみの排出量が大幅に減少したことなどを踏まえ、サービスの向上や収集・運搬効率等の観点から適宜見直しを行う。

家庭ごみの排出量は将来的に減少傾向で推移すると予測されるため、収集頻度は現行の内容を変更する必要はないと判断するが、今後の動向を踏まえた上で適宜検討する。

分別排出の徹底やごみ減量化等のため、現行の指定収集袋による家庭ごみの排出は今後も継続することとするが、より効果的かつ環境への負荷の小さな収集・運搬を行うため、適宜見直すこととする。

3) 戸別収集の検討

戸別収集（各家庭の玄関先からごみを収集する方法）を実施した市では、ごみ排出量が大幅に減少したことが報告されている。本市でも更なるごみの減量化に向けて、戸別収集の導入について、長所と短所のバランスを見ながら検討を行うこととする。

- 【長所】
- ・排出者が明確になり、ごみ減量や分別徹底に向けた意識が向上すること。
 - ・ごみ出しルールが徹底されること。
 - ・カラス・ネコ等による被害の改善が図られること。
 - ・資源物の持ち去りがなくなること。
 - ・他地区からのごみの持ち込みがなくなること。
 - ・一般家庭ごみに含まれる事業系ごみが排除されること。

- 【短所】
- ・収集コストの高騰につながる懸念があること。
 - ・集合住宅では玄関先からの収集は困難であり、戸建て住宅との間にサービス面での不公平が生じる懸念があること。
 - ・各戸収集による収集時間の問題（夜勤のため、通常の収集時間に対応できない市民への対応など）。

2. ごみ収集における住民サービスの向上

1) 収集サービスの向上

家庭ごみのうち、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ等の収集・運搬は、今後も引き続き民間業者への委託により実施する。民間委託は、経済性・効率性の面からは望ましい体制と考えられるが、住民サービスの観点から、よりきめ細かな対応を行えるよう、よりよい収集・運搬のあり方について今後も引き続き検討を行う。

また、収集・運搬業者に対して環境・衛生への配慮を促す等の適正な指導を行う。

2) 高齢化社会への対応

高齢化社会の進展などに対応するため、戸別収集の検討に加え、高齢者や障害者で自宅内からごみや資源物を持ち出すことが困難な方を対象として、宅内に入って収集するサービスについて検討を行う。

また、市民サービスの向上の観点から、高齢世帯（高齢者の単独世帯、高齢夫婦のみの世帯など）や障害者に配慮したごみ収集方法について検討を行う。

3) 清掃行政のイメージアップ

ごみの収集・運搬は、ごみの発生・排出から最終処分までの一連のごみ処理の過程において、市民と清掃行政が接する場でもあるため、今後も安全や衛生に配慮して効率的に実施することにより、清掃行政全体のイメージアップを図る。

ごみ収集・運搬車両に環境負荷の少ない低公害車を導入する。また、廃食用油から生成した軽油代替燃料や市内の農地で生産されたバイオ燃料の利用等について検討を行う。

3. 指導の充実

1) 排出マナー指導の徹底

排出マナーを守らない地域や住居に対する直接指導を行う。

また、廃棄物減量等推進員などを活用し、立会いによるマナー徹底のための協力要請を行う。

2) 集合住宅への排出マナー指導

排出ルールの守られにくい集合住宅対策として、その所有者（家主）や管理者である不動産業者に対し、居住者への指導を徹底するための協力を要請するなどの措置を検討する。

あわせて、自治会等地域団体の協力のもと、集合住宅居住者の排出ルール向上に向けた PR や指導を展開していく。

3) 事業系ごみの分別の推進

事業系ごみの収集・運搬は、今後も許可業者による収集・運搬とするが、排出事業者と収集・運搬業者の双方に働きかけることにより、事業系ごみの分別を推進する。

4) 環境教育・環境学習の推進

小中学校等における環境教育により、子どもたちのごみ問題への関心を高める。

市民や事業者に対して日頃から啓発活動や指導を行うほか、環境フェア等のイベントを通して環境学習の場所・機会を整備することにより、ごみ問題への意識の高揚を図る。

第4節 ごみの適正処理計画

1. 中間処理計画

今後も東久留米市、西東京市と柳泉園組合にて共同処理を行う。

また、共同処理を行うにあたって、安全かつ適正に処理し、循環型社会に向けて連携を図る。

2. 最終処分計画

柳泉園組合の中間処理施設から排出される不燃残渣については、今後も民間業者に搬入しRPF(固形燃料化)の原料として使用する。

焼却残渣については、東京たま広域資源循環組合の管理するエコセメント化施設にてエコセメントの原料として使用する。

以上の取り組みにより、今後も埋立処分量ゼロを継続していくこととする。

第5節 施設整備計画

1．ごみ焼却処理施設（柳泉園クリーンポート）

柳泉園組合の所有するごみ焼却処理施設（柳泉園クリーンポート）は、平成12年11月より稼動しており、平成23年度現在、稼動開始から11年が経過した。本施設の運営に際しては、定期的な点検補修や必要に応じた部品交換等を行っており、運転管理上、特に大きな問題は生じていない。

今後も、本施設での処理の継続に向けて、大規模補修も踏まえた整備計画を作成し、公害関係法令遵守、安全安定操業に努めるものとする。

2．粗大ごみ処理施設

柳泉園組合の所有する粗大ごみ処理施設は、平成23年度現在、竣工から40年近く、破碎装置の改造からみても30年近くを経過しており、老朽化等の影響から数多くの運転管理上の問題が発生している。

また、現有のペットボトルの選別処理施設についても、能力面から更新が必要である。

したがって、両施設の機能を併せ持つリサイクル施設の整備が必要である。

施設の更新にあたっては、3市から組合に搬入される不燃ごみと粗大ごみの量や組成を確認し、新規施設の適切な規模、処理方法、整備時期等を3市及び組合で協議・決定し、その基本的方向を明らかにする。

なお、現在のし尿処理施設は規模を縮小して更新することを検討しており、その場合にこの現行し尿処理施設の用地を新規粗大ごみ処理施設の用地の候補地とする。

3．リサイクルセンター

柳泉園組合の所有するリサイクルセンターは、平成23年度現在、竣工から約20年を経過したが、処理能力上、特に問題は発生していない。また、最近では構成市が独自のルートでリサイクルする資源物も増えてきており、リサイクルセンターにかかる処理負荷は減少すると考えられる。

このため、計画期間中は現行のリサイクルセンターをそのまま継続利用し、設備面での増設等も行わないこととする。

第6章 生活排水処理基本計画

第1節 基本方針

本市では、ほぼ全域に公共下水道が普及しており、生活排水処理はほとんどが公共下水道によるものであるが、未だに汲み取りを行っている世帯や浄化槽を使用している世帯がある。

このため、公共下水道への接続を促進することを前提に、適正かつ合理的なし尿処理事業を推進することを基本方針とする。また、し尿処理事業は、今後確実に規模を縮小することを念頭に置き、適正かつ合理的な事業を継続・維持していくこととする。

第2節 目標年次

本計画の計画期間は、平成19年度を初年度とし、平成33年度を目標年度とする15年間として定める。

第3節 計画目標

生活排水は全量を公共下水道で処理することを目指す。

第4節 生活排水の現状

1. 下水道普及率

公共下水道の普及率を以下に示す。

公共下水道の普及率は99.9%前後で推移しており、市域ではほぼ全域に下水道が普及している。

図表42 下水道普及率

区 分	単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
行政区域人口 [A]	人	73,480	73,497	73,376	73,512	73,779
処理区域人口 [B]	人	73,382	73,414	73,305	73,458	73,732
水洗便所設置済人口	人	72,123	72,242	72,198	72,377	73,679
普及率 [B/A]	%	99.87	99.89	99.90	99.93	99.94

注：各年度末現在の人口を示す。

資料：都市整備部下水道課

2. 処理形態別人口の推移

処理形態別人口の推移を以下に示す。

非水洗化人口及び浄化槽人口は緩やかに減少し続けている。市域での浄化槽の利用状況をみると、合併処理浄化槽の利用はなく、単独処理浄化槽のみの利用である。

図表 43 処理形態別人口の推移

単位:人

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
計画処理区域内人口	73,414	73,305	73,458	73,732	73,944
非水洗化人口	166	161	150	149	141
計画収集人口	166	161	150	149	141
自家処理人口	0	0	0	0	0
水洗化人口	73,248	73,144	73,308	73,583	73,803
公共下水道人口	72,242	72,198	72,377	72,679	72,951
浄化槽人口	1,006	946	931	904	852
合併処理浄化槽人口	0	0	0	0	0
単独処理浄化槽人口	1,006	946	931	904	852

資料：清瀬市下水道課資料

3. し尿及び浄化槽汚泥搬入量の推移

し尿及び浄化槽汚泥搬入量の推移を以下に示す。

し尿及び浄化槽汚泥の柳泉園組合への搬入量は減少傾向で推移している。このうち、し尿の搬入量は減少傾向を示すが、浄化槽汚泥の搬入量は、平成20年度を除き、ほぼ横ばいで推移している。

図表 44 し尿及び浄化槽汚泥の搬入量の推移

単位:k / 年

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
し尿	260	229	246	225	203
浄化槽汚泥	162	157	143	160	161
合 計	422	386	389	385	364

4. 収集・運搬方法

し尿及び浄化槽汚泥の収集は、市内全域の公共下水道未接続世帯を対象にしている。

し尿は委託業者が月に1回収集し、浄化槽汚泥は許可業者が随時収集運搬している。収集したし尿及び浄化槽汚泥は、柳泉園組合し尿処理施設に搬入し、処理を行っている。

5. 処理方法

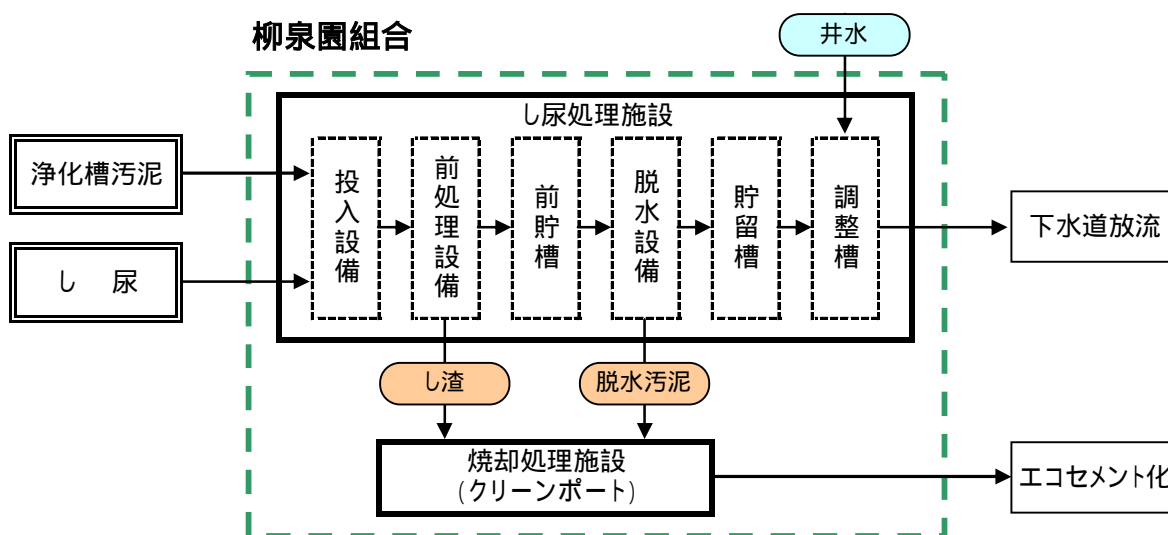
柳泉園組合し尿処理施設に搬入されたし尿及び浄化槽汚泥は、施設内で適正処理された後、下水道に放流される。前処理工程から発生するし渣及び污水处理工程から発生する脱水汚泥は、同組合内のクリーンポートで焼却処理された後、エコセメントの原料として再利用されている。

柳泉園組合し尿処理施設の概要、及び処理フローを以下に示す。

図表 45 し尿処理施設概要

区 分	内 容
施設名称	し尿処理施設
所在地	東久留米市下里 4 - 3 - 10
建設年月	着工：平成 7 年 6 月 竣工：平成 8 年 3 月
種類	前処理脱水方式
処理能力	35 kℓ/日
処理対象	し尿及び浄化槽汚泥
主要設備	前処理設備：破砕機、ドラムスクリーン、スクリュープレス 脱水設備：脱水機 脱臭設備：洗浄塔、ミストセパレータ、活性炭吸着塔
総事業費	576,800 千円

図表 46 し尿処理フロー



6. 生活排水処理の課題

公共下水道がほぼ 100%普及したため、未接続の世帯、浄化槽使用世帯や汲み取り世帯での公共下水道への接続を促進する必要がある。

公共下水道の普及に伴い、し尿及び浄化槽汚泥の発生量が減少し、それに伴いし尿処理施設での処理量も減少し、処理単価が上昇している。

第5節 生活排水排出量の予測

し尿搬入量、浄化槽汚泥搬入量は、将来計画収集人口・浄化槽人口の減少に伴い、いずれも減少傾向で推移すると予測された。

し尿搬入量は、平成22年度は203 kℓ/年であるが、平成28年度は168 kℓ/年（平成22年度から17.2%減少）、平成33年度は138 kℓ/年（同32.1%減少）と推計された。

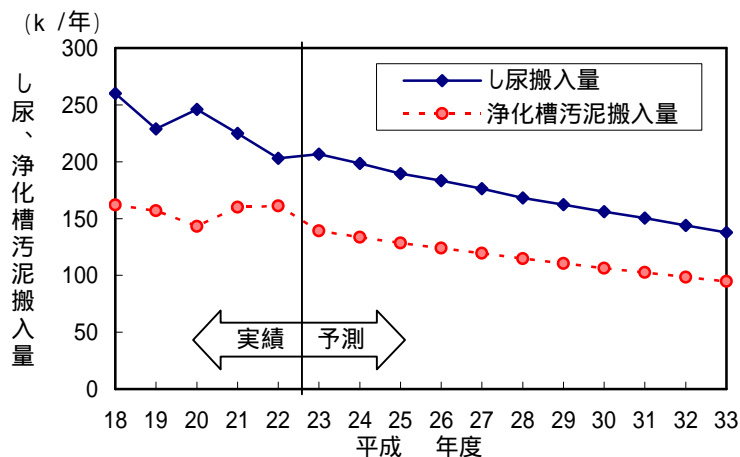
浄化槽汚泥搬入量は、平成22年度は161 kℓ/年であるが、平成28年度は115 kℓ/年（平成22年度から28.7%減少）、平成33年度は95 kℓ/年（同41.1%減少）と推計された。

図表47 生活排水排出量の予測結果

項目	単位	平成 年度															
		実績値					推計値										
		18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33
計画収集人口	人	166	161	150	149	141	136	131	125	121	116	111	107	103	99	95	91
し尿搬入量	k / 年	260	229	246	225	203	207	198	189	183	176	168	162	156	150	144	138
浄化槽人口	人	1,006	946	931	904	852	821	790	760	732	705	678	653	628	605	582	560
浄化槽汚泥搬入量	k / 年	162	157	143	160	161	139	134	129	124	120	115	111	106	103	98	95

推計の詳細は第7章参照。

図表48 生活排水排出量の推移



第6節 生活排水の適正処理計画

1. 基本方針

公共下水道がほぼ100%普及しているため、生活排水はできる限り公共下水道で処理する。

また、完全水洗化を推進しつつ、残存する汲み取り世帯から発生するし尿については、衛生的なし尿処理事業を維持していくこととする。

2. 収集・運搬計画

今後も収集運搬は業者に委託して行う。将来的に収集先は減少すると予想されるため、効率的な収集システムの構築を検討することとする。

3. 中間処理・最終処分計画

し尿及び浄化槽汚泥の搬入量は減少しているものの、計画期間内にはゼロにはならないため、し尿処理施設での処理は必要である。このため、中間処理、最終処分は今後も柳泉園組合で継続して行うこととする。

4. 施設整備計画

組合構成3市（本市、東久留米市、西東京市）から柳泉園組合へ搬入されるし尿及び浄化槽汚泥の搬入量は年々減少しており、現在の施設では規模が大きく、非効率になりつつある。このため、柳泉園組合では平成23年を目途に、規模を縮小したし尿処理施設へ更新を目指すこととしている。